

重点 3 本柱の取組方針のフォローアップと 新たな取組方針（案）

重点3本柱の取組方針のフォローアップと新たな取組方針への改定（案）

「中堅企業等の成長促進に関するWG」では、昨年の6月の重点3本柱の取組方針（①事業再生・M&Aを含む事業承継の促進、②若手人材のUIJターン等の人材の確保・育成の支援、③DX、研究開発、海外展開等の新たなビジネス展開の支援）について、取組状況のフォローアップを行うとともに、「中堅・中小企業支援施策に関する説明会・意見交換会」（地方説明会）における中堅企業等からの意見や政府戦略等も踏まえ、本日、新たな取組方針への改定を行った。

【フォローアップと新たな取組方針について】

- フォローアップについては、多くの取組において、着実に進捗しており、中には、当初の想定を超えて取組が進んでいるものも見られる。
- 新たな取組方針については、これまでの取組の拡充・深化に加え、新たな項目として、高度外国人材の受入れ促進、研究成果の事業化支援、カーボンニュートラルの取組支援、海外展開等のための知財戦略支援等を追加した。

【今後の対応について】

- 今般改定した新たな取組方針に沿って、引き続き各省庁が一丸となって着実に実施していく。必要なものについては、令和5年度概算要求等につなげていく。

目次

1. 事業再生・M&Aを含む事業承継の促進.....	1	【就業に向けたDX等の人材育成】.....	19
① 事業再生.....	1	【DX等の外部専門人材のマッチング・派遣】.....	20
【中小機構】.....	1		
【REVIC】.....	2		
② M&A・事業承継.....	3	⑥ 外国人材.....	23
【M&Aの総合的推進】.....	3	【特定技能】.....	23
【事業承継・引継ぎ支援センター】.....	4	【在留支援】.....	24
【基盤構築】.....	6	【高度外国人材の受入れ促進】.....	25
【予算・税制の活用】.....	7		
2. 若手人材のUIJターン等の人材の確保・育成の支援.....	9	3. DX、研究開発、海外展開等の新たなビジネス展開の支援	27
③ 若者人材.....	9	⑦ DX含む生産性向上.....	27
【仕事のマッチング】.....	9	【DXの取組推進】.....	27
【移転資金】.....	10	【生産性向上、新事業展開】.....	32
【暮らしの魅力】.....	10	【カーボンニュートラルの取組支援】.....	34
【第二新卒】.....	11	⑧ 研究開発.....	35
④ インターンシップ.....	14	【各国研の横連携】.....	35
【優良事例の発掘】.....	14	【個別課題等に対応した研究開発】.....	37
【自治体・大学・企業への働きかけ】.....	14	【研究成果の事業化支援】.....	41
⑤ 社内人材育成・DX人材.....	17	【研究開発事例等の周知広報】.....	44
【DX等の社内人材育成】.....	17	⑨ 海外展開.....	49
		【国際的ルールづくり・流通等の環境整備】.....	49
		【オンライン等を通じた輸出支援】.....	51
		【現地展開プラットフォーム、総合的情報提供】.....	54
		【分野戦略的な現地事業展開】.....	56
		【海外展開等のための知財戦略支援】.....	59

1. 事業再生・M&Aを含む事業承継の促進

■新たな大方針案

① 資本性劣後ローンや中小機構・REVIC に増強された原資(※)を用いた出資等により、企業のニーズに応じた適切な支援を実施する。

(※資本性劣後ローン：日本政策金融公庫等に補正予算額 1 兆 1842 億円。中小機構：経営力強化支援ファンドに令和 2 年度一次・二次補正で 450 億円。REVIC：令和 2 年度二次補正で、政府保証枠を 1 兆円→2 兆円に拡充。)

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
<p>【中小機構】</p> <p>(①-1) 経営力強化支援ファンドについて、新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化した、地域の核となる中堅企業等を対象に、経営力強化とその後の成長を支援するため、令和 2 年度において全国で 5 件の組成を行ったところ、引き続き新たなファンドの設立提案を公募する。[経産省]</p>	<p>•ファンド 8 件を組成。</p> <p>(令和 2 年 9 月 30 日、10 月 30 日、11 月 30 日、令和 3 年 2 月 26 日、3 月 24 日、7 月 12 日、令和 4 年 3 月 31 日、4 月 26 日。中小機構はそれぞれ 65 億円、100 億円、25 億円、30 億円、40 億円、30 億円、20 億円、50 億円を出資決定)</p>	<p>【中小機構】</p> <p>(①-1) 経営力強化支援ファンドについて、令和 4 年 5 月末までに全国で 8 件の組成を行ったところ、令和 4 年度中に一定の条件下で他の投資家に優先分配する仕組みを創設するなどし、新たなファンドの設立提案を加速させる。[経産省]</p>
<p>【中小機構】</p> <p>(①-2) 各ファンドにおいては、ファンドの趣旨に照らしつつ速やかに出資先企業を選定し、ファンド設立後 1 年以内に、10 件程度の出資案件の決定を目指す。[経産省]</p>	<p>•投資先案件 20 件に出資決定 (令和 4 年 5 月末時点)。</p>	<p>【中小機構】</p> <p>(①-2) 経営力強化支援ファンドについて、令和 4 年度中に一定の条件下で他の投資家に優先分配する仕組みを創設するなどし、ファンドの趣旨に照らしつつ速やかに出資先企業を選定し、年間 20 件程度の出資案件の決定を目指す、取組を加速させる。[経産省]</p>

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
<p>【REVIC】 (①－３) REVICにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者等に対して、事業再生の枠組みを活用した支援や、地域金融機関と連携したファンドを通じた資本性資金の供給等を進め、事業者の生産性向上の取組みや事業統合等による採算性向上の取組みなどを後押ししていく。 また、これらの支援を通じて、協働する地域金融機関等へのノウハウ移転を進め、地域における自律的な事業再生や事業承継支援能力の向上、地域活性化の取組を定着させる。[金融庁]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●REVICは、新型コロナ関連支援の相談として約600件の相談を受け、案件精査のうえ、支援に向けた検討を進めており、これまでにポストコロナを見据えた設備投資による生産性向上の取組や、事業統合等による採算性向上の取組などに対し、14件の支援を決定した（令和4年4月末時点）。 ●これらの支援について地域金融機関等と協働して行うことにより、REVICの持つノウハウを地域金融機関に移転する取組を進めた。 	<p>【REVIC】 (①－３) REVICにおいては、地域交通などの地域に欠かせない中核的な企業を中心に、新型コロナの影響を受けて過大な債務を抱えている中堅企業等に対して、事業再生の枠組みを活用した支援や、地域金融機関と連携したファンドを通じた資本性資金の供給等を進め、将来を見据えた前向きな取組を含め着実に支援していく。 また、これらの支援を通じて、協働する地域金融機関等へのノウハウ移転を進め、地域における自律的な事業再生や事業承継支援能力の向上、地域活性化の取組を定着させる。[金融庁]</p>

■ 新たな大方針案

- ② 事業承継・引継ぎ支援センターによるワンストップ支援機能を活かすとともに、拡充・新規措置した予算・税制等により、事業承継・引継ぎ支援に継続して取り組む。特に、第三者への事業承継（M&A）を円滑に行えるよう、「中小 M&A 推進計画」（令和 3 年 4 月中小企業庁策定）で取りまとめられた取組を着実に推進する。

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
<p>【M&A の総合的推進】</p> <p>（②－ 1）中小企業等による M&A を推進するため、「中小 M&A 推進計画」で取りまとめられた今後 5 年間の取組に官民で着実に取り組むとともに、実施状況を年 1 回程度、定期的にフォローアップする。[経産省]</p>	<p>○中小企業再生支援・事業承継総合支援事業</p> <p>【令和 4 年度当初：157.7 億円の内数（令和 3 年度当初：95.0 億円の内数）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●中小企業等による M&A を推進するため、「中小 M&A 推進計画」で取りまとめられた今後 5 年間の取組を官民で着実に推進中。（取組例） ●事業承継・引継ぎ支援センターへの民間の M&A 支援人材の試行的配置。 ●事業承継・引継ぎ支援センターと民間 M&A プラットフォーマーの連携強化。 ●M&A 支援機関登録制度の運用開始。 ●表明保証保険の保険料を事業承継・引継ぎ補助金の補助対象経費に追加。 	<p>【M&A の総合的推進】</p> <p>（②－ 1）中小企業等による M&A を推進するため、「中小 M&A 推進計画」で取りまとめられた「今後 5 年間に実施すべき官民の取組」に着実に取り組むとともに、実施状況を年 1 回程度、定期的にフォローアップする。また、本計画のフォローアップに当たっては、新たな課題についても把握に努め、その対応を検討し、必要に応じて計画の修正を含めて改訂も行う。[経産省]</p>

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
<p>【M&Aの総合的推進】</p> <p>(②-2) 「中小 M&A 推進計画」を踏まえ、地域金融機関を含む M&A 支援機関と事業承継・引継ぎ支援センターとの連携強化や情報共有の在り方等について、関係省庁で連携して取組を進める。[経産省・金融庁]</p>	<p>○中小企業再生支援・事業承継総合支援事業</p> <p>【令和4年度当初：157.7億円の内数(令和3年度当初：95.0億円の内数)】(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各センターにおいて、地域金融機関を含む M&A支援機関との研修や勉強会を実施中。 	<p>【M&Aの総合的推進】</p> <p>(②-2) 「中小M&A推進計画」を踏まえ、地域金融機関を含むM&A支援機関と事業承継・引継ぎ支援センターとの連携強化や情報共有の在り方等について、関係省庁で連携して取組を進める。[経産省・金融庁]</p>
<p>【事業承継・引継ぎ支援センター】</p> <p>(②-3) 令和3年4月に事業承継ネットワークと事業引継ぎ支援センターを統合し、事業承継・引継ぎ支援センターとして活動を開始したところ、事業承継・引継ぎのワンストップ支援を継続して行う。また、域内外の民間事業者等との連携を強化するとともに、業務の標準化や人材育成を進めることで、本センターの機能強化を図る。[経産省]</p>	<p>○中小企業再生支援・事業承継総合支援事業</p> <p>【令和4年度当初：157.7億円の内数(令和3年度当初：95.0億円の内数)】(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度上半期は、10,299件の相談対応を実施（令和2年度上半期の実績は5,222件（ただし、第三者承継に関する相談のみ））。 また、センターの機能強化に向けて、公募を行った上で、4センターにおいて4名のM&Aの実務経験を有する人材の出向を民間企業から受け入れ。 	<p>【事業承継・引継ぎ支援センター】</p> <p>(②-3) 事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、事業承継・引継ぎのワンストップ支援を継続して行う。また、令和4年度はM&Aの実務経験を有する人材の受け入れを前年度から倍増させることを目指すなど、域内外の民間事業者等との連携を強化するとともに、業務の標準化や人材育成を進めることで、センターの機能強化を図る。[経産省]</p>

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
<p>【事業承継・引継ぎ支援センター】</p> <p>(2-4) 事業承継・引継ぎ支援センターのデータベースに登録された案件についてマッチングの成約率を向上させるため、民間 M&A プラットフォーマーのデータベースとの連携強化も念頭に、データベースの段階的改修等の改善を行う。また、金融機関や民間 M&A 仲介業者等がデータベースを閲覧・登録可能とすることを引き続き推進するほか、事業承継・引継ぎ支援センターとの連携を希望する民間 M&A プラットフォーマーの更なる掘り起こしを行い、民間 M&A プラットフォーマーの活動状況や諸外国の連携基準等も参考にしつつ、連携基準の見直しも必要に応じて検討する。[経産省]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●民間M&Aプラットフォームのデータベースとの連携強化も念頭におき、データベースの段階的改修や事業承継・引継ぎ支援センターへのデータベースの研修を実施。 ●金融機関や民間M&A仲介業者等がデータベースを閲覧・登録可能となった。 	<p>【事業承継・引継ぎ支援センター】</p> <p>(2-4) 事業承継・引継ぎ支援センターのデータベースに登録された案件についてマッチングの成約率を向上させるため、民間 M&A プラットフォーマーのデータベースとの連携強化も念頭に、データベースの段階的改修等の改善を行う。</p> <p>また、人材紹介プラットフォームも含めて、事業承継・引継ぎ支援センターとの連携を希望する民間プラットフォームの更なる掘り起こしを行い、オープンネームでのマッチング等の新たな形態での連携を試行する。さらに、足下の連携の実態や諸外国の連携基準等も参考にしつつ、必要に応じて、連携基準の見直しを検討する。</p> <p>また、M&A によって引き継いだ事業の継続・成長に向けた統合やすり合わせ等の取組（PMI：Post Merger Integration）への支援に取り組むため、2022年3月に策定した「中小 PMI 支援メニュー」に従い、事業承継・引継ぎ支援センターにおいて譲受側向け PMI 研修等を行う。[経産省]</p>

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
<p>【事業承継・引継ぎ支援センター】</p> <p>(②-5) 事業承継ネットワークが実施するプッシュ型の事業承継診断により事業承継ニーズの掘り起こしを行うとともに、各都道府県に配置したコーディネーターにおいて、税理士・弁護士等の専門家を派遣するなどして、事業承継計画の策定支援を行う。また、事業承継診断を企業健康診断（事業承継を含め、日頃から企業価値の維持・向上を意識した経営を促すもの）へ抜本的に見直すべく、令和3年度及び令和4年度に検討を行う。[経産省]</p>	<p>●企業健康診断に求められる機能等を明らかにするための調査事業を令和3年度に実施。</p>	<p>【事業承継・引継ぎ支援センター】</p> <p>(②-5) 事業承継ネットワークが実施するプッシュ型の事業承継診断により事業承継ニーズの掘り起こしを行うとともに、各都道府県に配置したコーディネーターにおいて、税理士・弁護士等の専門家を派遣するなどして、事業承継計画の策定支援を行う。また、令和3年度に実施した調査事業も踏まえつつ、令和4年度も引き続き企業健康診断のあり方について検討を行う。</p> <p>また、2022年3月に策定した「中小 PMI 支援メニュー」に従い、PMI 支援について中小企業庁と土業等専門家との連携を強化する。その第一弾として、中小企業診断協会と連携協定を締結し、PMI 支援人材の育成や、事業承継・引継ぎ支援センターへの支援人材の紹介等を実施する。[経産省]</p>
<p>【基盤構築】</p> <p>(②-6) 令和3年度中に事業承継・引継ぎ補助金と連携した M&A 支援機関の登録制度の創設をすることにより、民間仲介業者等による自主規制団体の創設と併せて、中小企業が M&A に関する適切な支援を受けられる環境を整備する。[経産省]</p>	<p>●令和3年8月よりM&A支援機関登録制度の運用を開始し、令和3年度に2,823件が登録。</p>	<p>【基盤構築】</p> <p>(②-6) 令和3年8月に創設した M&A 支援機関登録制度や、不適切事例等の情報を受け付ける情報提供受付窓口により、中小企業が M&A に関する適切な支援を受けられる環境を整備する。併せて、中小 M&A の取引実態を調査する。[経産省]</p>

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
<p>【基盤構築】</p> <p>(②-7) 中小企業を当事者とする M&A の譲渡価格や手数料等の相場観を形成するとともに、M&A に関する知識や経験が十分でない中小企業においても M&A 支援機関からの提案等の妥当性を判断できるよう、令和 3 年度に企業価値評価ツールの提供に向けた試行的取組を進めるとともに、他の M&A 支援機関からの意見を求めるセカンドオピニオンの取組を支援する。〔経産省〕</p>	<p>●簡易な企業価値評価ツールの提供について、将来的にどのようなツールが必要か明らかにするための調査事業を令和 3 年度に実施。</p> <p>○事業承継・引継ぎ支援事業</p> <p>【令和 4 年度予算：16.3 億円（令和 3 年度当初：16.2 億円）】</p> <p>●他の M&A 支援機関からのセカンドオピニオンについて、事業承継・引継ぎ補助金により支援を実施中。</p>	<p>【基盤構築】</p> <p>(②-7) 中小企業を当事者とする M&A の譲渡価格の相場観を形成するとともに、M&A に関する知識や経験が十分でない中小企業においても M&A 支援機関からの提案等の妥当性を判断できるよう、令和 3 年度に実施した調査事業も踏まえつつ、令和 4 年度も引き続き企業価値評価ツールのあり方について検討を行う。</p> <p>また、他の M&A 支援機関からの意見を求めるセカンドオピニオンの取組を支援する。〔経産省〕</p>
<p>【予算・税制の活用】</p> <p>(②-8) 事業承継・引継ぎ補助金により、事業承継・引継ぎ後の設備投資や販路開拓等の新たな取組、事業引継ぎ時の専門家活用費用等を支援しているところ、今後も中小 M&A の実務の状況等を把握しつつ、中小企業にとっての利便性の向上を図るべく、継続して支援を行う。また、令和 3 年度から表明保証保険の市場が活性化するまでに必要な間の特例措置として、事業承継・引継ぎ補助金（専門家活用型）の補助対象経費に表明保証保険の保険料を含める。〔経産省〕</p>	<p>○中小企業生産性革命推進事業</p> <p>【令和 3 年度補正予算：2,001 億円の内数】</p> <p>○事業承継・引継ぎ支援事業</p> <p>【令和 4 年度当初：16.3 億円（令和 3 年度当初：16.2 億円）】（再掲）</p> <p>●令和 3 年度補正予算事業より、中小企業生産性革命推進事業に新たに位置付けることで、年間を通じて機動的かつ柔軟な支援を可能とした。</p> <p>●令和 3 年度当初予算事業より、表明保証保険の保険料を補助対象経費に追加。</p>	<p>【予算・税制の活用】</p> <p>(②-8) 令和 3 年度補正予算事業より中小企業生産性革命推進事業に新たに位置付けられた事業承継・引継ぎ補助金により、事業承継・引継ぎ後の設備投資や販路開拓等の新たな取組や、事業引継ぎ時の専門家活用費用等について、年間を通じて機動的かつ柔軟に支援する。</p> <p>また、令和 3 年度から表明保証保険の市場が活性化するまでに必要な間の特例措置として、事業承継・引継ぎ補助金（専門家活用型）の補助対象経費に表明保証保険の保険料を含める。〔経産省〕</p>

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
<p>【予算・税制の活用】 (②－ 9) 事業承継・引継ぎ補助金等の予算措置、及び法人版・個人版事業承継税制や中小企業の経営資源の集約化に資する税制等の税制措置の活用が促進されるよう、M&A を含む事業承継について集中的な広報を行う。[経産省]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●令和3年度において新聞広告やWeb広告、ラジオやテレビといった幅広い媒体を活用して、M&Aを含む事業承継に関する集中的な広報を実施。 ●中小企業者が必要な情報に容易にアクセスできるよう、令和3年度に中小企業庁の事業承継に関するホームページを改修。 	<p>【予算・税制の活用】 (②－ 9) 事業承継・引継ぎ補助金等の予算措置、及び法人版・個人版事業承継税制や中小企業の経営資源の集約化に資する税制等の税制措置の活用が促進されるよう、M&A を含む事業承継について集中的な広報を行う。[経産省]</p>

2. 若手人材の UIJ ターン等の人材の確保・育成の支援

■新たな大方針案

③ 東京の若者(20~30代)にフォーカスした UIJ ターンについて、具体的なボトルネック(仕事のマッチング、移転資金、暮らしの魅力等)に対し、各省連携して移転促進支援に取り組む。

また、大卒正社員の3割が3年以内に離職する状況の中、第二新卒についてもリカレント教育の機会提供や就職支援を行う。

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
<p>【仕事のマッチング】</p> <p>(③-1) 若者にはインターネット求人サイト掲載が有効(新卒最多の47%が利用)。他方、地方中堅企業等では、記載内容の魅力化、前提の自社分析や採用戦略(人材像、時期、ツール、媒体、社員教育、施策活用等)の磨き上げ、さらには企業HP・リモートセミナー・リモート面接といったWeb情報・サービスの整備活用を併せて行うことが重要。</p> <p>(③-2) 民間求人サイト活用について、令和2年度に開催した各種オンラインシンポジウム(先行的取組を行っている中堅企業、UIJ ターン経験者及び有識者による講演等)の内容も併せて発信しつつ、令和3年度は、上記を一気通貫で取り組む実証を行い先進事例の創出を図るとともに、得られた知見を事例分析集としてまとめる。さらに、求人・採用から定着・育成等のアフターフォローまで含め</p>	<p><u>○戦略的ツール活用型若者人材移転支援事業</u> 【令和3年度当初：11.7億円の内数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市部の若者人材の獲得に取り組む地方企業群の採用活動を支援する事業者や地元の地方自治体とコンソーシアムを組み、自社分析や採用・育成戦略の策定、多様な求人ツールの選定・活用、オンライン上でのセミナー・インターンシップ・面談等の取組を支援する事業を実施。12件のコンソーシアム(計45社)において若者人材の獲得に向けた取組を実施。 <p><u>○地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業</u> (若者人材確保プロジェクト実証)【令和4年度当初：6.5億円の内数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 若者人材の求人・採用のみならず、人材育成、キャリア支援等を含めた総合的な取組を支援する事業を実施中。 	<p>【仕事のマッチング】</p> <p>(③-1) 地方では人材不足が深刻化する一方で、民間の人材サービスは手薄・不在であり、さらに地域の中堅企業等においてはデジタルツールの活用ノウハウや人事機能が不足しているため、地域企業が個社単位で対応できる範囲には限界がある。こうした状況を踏まえ、地域企業による都市部の若者人材の確保等を促進するため、民間事業者を中核とした地域の産学官の「面的」な連携により、求人・採用、人材育成、フォローアップ等を総合的に支援する体制(「地域の人事部」)を構築・強化するための支援を行う。[経産省]</p>

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
<p>た、地域の面的な連携による若者人材確保の取組の支援を検討する。[経産省]</p>		
<p>【仕事のマッチング】 (③-3) 都道府県求人サイトを用いる移住・起業支援金と連動した支援(中途採用等支援助成金(UIJ ターンコース))についても、コンサル経費まで対象に入れており、労働局等を通じて引き続き利用促進に努める。[厚労省]</p>	<p>○中途採用等支援助成金 (UIJ ターンコース) 【令和4年度当初：1.0億円 (令和3年度当初：1.7億円)】 ●都道府県求人サイトを用いる移住・起業支援金と連動した支援を引き続き実施。令和3年度から、内閣官房における地方創生移住支援事業の要件緩和と連携し、対象者を拡充。</p>	<p>【仕事のマッチング】 (③-2) 都道府県求人サイトを用いる移住・起業支援金と連動した支援(中途採用等支援助成金(UIJ ターンコース))について、労働局等を通じて引き続き利用促進に努める。[厚労省]</p>
<p>【移転資金】 (③-4) 若い世代の地方移住への関心が高まっている中、子育てが移住を検討する大きなきっかけにもなっていると推察。移住・起業支援金について、令和4年度に向け、子育て世代がより移住を行いやすい制度拡充を目指す。[内閣官房]</p>	<p>○地方創生推進交付金 【令和4年度当初：1,000億円の内数】 ●地方創生移住支援事業において、子どもを帯同し地方に移住する場合の重点的な支援を行うため、移住支援金を拡充(18歳未満の子ども一人あたり30万円の加算)。</p>	<p>【移転資金】 (③-3) 地方創生移住支援金について、令和5年度に向け、子育て世代がさらに移住を行いやすい制度拡充を目指す。[内閣官房]</p>
<p>【暮らしの魅力】 (③-5) 内閣官房・内閣府は、令和2年10月に運用を開始した地方暮らしの魅力を伝える総合情報サイト「いいかも地方暮らし」を通じ、移住等への関心をより高めるため、移住等に関するコンテンツ拡充、ユーザビリティの向上等を行う。また、引き続きアクセス解析を行い、サイトの構成等の改善に活用する。 経済産業省は、多様な移住経験者のインタビュー動画を政府広報特設ページに掲載しており、若者</p>	<p>○総合戦略に基づく重点施策広報事業[内閣官房・内閣府] 【令和4年度当初：0.15億円 (令和3年度当初：0.2億円)】 【令和3年度補正予算：0.3億円】 ●「いいかも地方暮らし」サイト上において、東京圏居住者(特に若年層)に対し、地方移住等への関心をより高めるためのコンテンツの拡充、ユーザビリティの向上のための改修を実施し、今後も段階的に公開していく。動画を活用するなど、訴求力の</p>	<p>【暮らしの魅力】 (③-4) 内閣官房・内閣府は、令和2年10月に運用を開始した地方暮らしの魅力を伝える総合情報サイト「いいかも地方暮らし」を通じ、東京圏居住者(特に若年層)の地方移住等への関心をより高めるため、令和3年11月～令和4年2月におけるアクセス情報の解析を踏まえ、サイトのコンテンツ拡充を進めるとともに、サイトへの誘引を図る。 経済産業省は、多様な移住経験者のインタビュー動画を政府広報特設ページに掲載しており、若者</p>

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
<p>人材向けの政府の広報媒体等と連携し、今後も継続的に発信していく。[内閣官房・内閣府、経産省等]</p>	<p>高いコンテンツを拡充する。「移住者インタビュー」や「コラム」等の既存コンテンツについても、内容拡充や更新を行う。</p> <p>○<u>移住経験者のインタビュー動画</u> [経済産業省]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●政府広報オンラインの特集ページにて、東京からの移住者のインタビュー動画を4本掲載中。関係機関と連携し、SNS等による周知を行っている。 	<p>人材向けの政府の広報媒体等と連携し、今後も継続的に発信していく。[内閣官房・内閣府、経産省等]</p>
<p>【第二新卒】</p> <p>(③-6) 第二新卒対象者も含め、リカレント教育により再就職等に資するべく、「職業実践力育成プログラム認定制度(大学が行う社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを大臣認定)」について、令和3年度の新規公募、認定を行う。また、新たに「就職・転職支援のための大学リカレント教育事業」により、失業者や希望する就職ができていない若者等を対象に、大学と企業、労働部局等が連携し、即効性があり質の高いリカレントプログラムの開発・実施及び職業相談や就職支援を一体的に行う(40大学63プログラムを採択)。[文科省]</p>	<p>○<u>職業実践力育成プログラム認定制度</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●令和3年度より認定テーマを社会のニーズを踏まえ既存の4テーマからDXやCNをはじめとした10テーマに拡大した。令和3年度は新たに43課程を認定し、認定課程数は令和4年4月時点で339課程。 <p>○<u>DX等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業</u></p> <p>【令和3年度補正予算：15.5億円(令和2年度第3次補正予算(12.8億円)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大学・高等専門学校等を拠点とし、失業者、非正規雇用労働者に加え、就業者も対象としたリテラシー・リスクレベルのDX分野のリカレントプログラムや、医療介護、地方創生、女性活用といった社会的ニーズの高い分野のリカレントプログラムについ 	<p>【第二新卒】</p> <p>(③-5) 第二新卒対象者も含め、リカレント教育により再就職等に資するべく、「職業実践力育成プログラム認定制度(大学が行う社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを大臣認定)」について、令和4年度の新規公募、認定を行うとともに、厚生労働省と連携して、教育訓練給付金の指定講座との連携も含め大学等への周知を行い活用促進を図る。</p> <p>また、大学と企業、労働部局等が連携し、リカレントプログラムの開発・実施及び職業相談や就職支援を一体的に行う「就職・転職支援のための大学リカレント教育事業」について、令和3年度の取組や成果を「マナパス」を通じて周知するとともに、令和4年度以降におけるリカレントプログラムの充実につなげる。[文科省]</p>

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
	<p>ても支援を行う。支援先の大学について現在公募中であり、6月中下旬に採択予定。</p>	
<p>【第二新卒】 (③－ 7) 社会人の学びのポータルサイト「マナビス」において、上記により開設される講座を含む社会人のリカレント教育に関する情報発信に取り組む。[文科省]</p>	<p>○社会人の学びの情報アクセス改善に向けた実践研究事業 【令和4年度当初：0.1億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●令和4年度4月末時点において約5,000の大学・専門学校等の社会人向けの講座情報のほか、社会的関心の高い分野と学びを掛け合わせた特集ページ、性別・年代問わず学びのモデルを発見するためのインタビュー等を掲載している。現在は、サイトの周知を行い、アクセス増加を図るとともに、受講者の学びを可視化できるよう、令和3年度に開発したマイページの活用促進を図っている。 	<p>【第二新卒】 (③－ 6) 社会人の学びのポータルサイト「マナビス」において、既存のコンテンツの充実や、マイページの改良・充実化を図る。さらに、企業の人材育成における大学等の講座活用を促進するため、企業向けのページや、大学等に加え民間企業が提供するプログラムの検索機能といった新たな機能の追加を検討する。[文科省]</p>
<p>【第二新卒】 (③－ 8) 「若者雇用促進法の指針」(青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針)により、少なくとも卒業後3年以内の既卒者も新卒枠で応募可能とすることを求めており、この旨をWebサイト等を通じて引き続き情報発信していく。 コロナ禍により一部業種の新卒採用が厳しい状況の中、卒業後3年以内の既卒者を含む新卒者等について中長期的な視点に立った採用維持・促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●少なくとも卒業後3年以内の既卒者も新卒枠で応募可能とすることをWebサイト等を通じて情報発信するとともに、中長期的な視点に立った新卒者等の採用に関して、労働局・ハローワークから企業に対して働きかけを行っている。 	<p>【第二新卒】 (③－ 7) 「若者雇用促進法の指針」(青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針)により、少なくとも卒業後3年以内の既卒者も新卒枠で応募可能とすることを求めており、この旨をWebサイト等を通じて引き続き情報発信していく。 コロナ禍により一部業種の新卒採用が厳しい状況の中、卒業後3年以内の既卒者を含む新卒者等について中長期的な視点に立った採用維持・促進を</p>

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
<p>を図っていただくよう、中堅企業等に対して全国の労働局・ハローワークによる周知等を通じて継続的に働きかけを行う。[厚労省]</p>		<p>図っていただくよう、中堅企業等に対して全国の労働局・ハローワークによる周知等を通じて継続的に働きかけを行う。[厚労省]</p>
<p>【第二新卒】 (③－ 9)「LO 活プロジェクト」(地方への就職を希望する若者を支援)において、Web サイト等を通じて、地方就職希望者や、UIJ ターン者の採用を行おうとする地方中堅企業等に対する情報発信を行う。また、ハローワークの全国ネットワークによる都市部から地方への就職支援等、地方中堅企業等に就職を希望する方のニーズに応じた支援を引き続き行う。[厚労省]</p>	<p>○地方人材還流促進事業 (LO活プロジェクト) 【令和4年度当初：3.5億円 (令和3年度当初：3.5億円)】</p> <ul style="list-style-type: none"> •「LO活プロジェクト」において、Webサイト等を通じて地方就職希望者や、UIJターン者の採用を行おうとする地方中堅企業等に対する情報発信やハローワークの全国ネットワークによる都市部から地方への就職支援等を引き続き実施。地方中堅企業等に対する情報発信においては、経済産業省と連携し、UIJターン機運を捉える中堅・中小企業の採用戦略等を紹介する動画をWebサイトに掲載。 	<p>【第二新卒】 (③－ 8)「LO 活プロジェクト」(地方への就職を希望する若者を支援)において、Web サイト等を通じて、地方就職希望者や、UIJ ターン者の採用を行おうとする地方中堅企業等に対する情報発信を行う。また、ハローワークの全国ネットワークによる都市部から地方への就職支援等、地方中堅企業等に就職を希望する方のニーズに応じた支援を引き続き行う。[厚労省]</p>

■新たな大方針案

- ④ 都市部の若者の地方でのインターンについて、夏のインターン時期等も見据えつつ計画的に、全国での実施状況やコロナ禍での優良事例等も含めた情報収集・分析を行うとともに、自治体・大学・企業の三者への働きかけや場の設定を各省連携して行う。

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
<p>【優良事例の発掘】</p> <p>(④-1) 令和4年度に実施予定の「大学等におけるインターンシップの実施状況調査」に向けて、より各大学等におけるインターンシップの実施状況を正確に把握できる調査項目に見直すとともに、「大学等におけるインターンシップの届出制度」やそれに基づく「大学等におけるインターンシップ表彰」等を通じて、大学・自治体・企業に普及するのに相応しいモデルとなり得るインターンシップの優良事例を継続的に発掘する。[文科省]</p>	<ul style="list-style-type: none"> •インターンシップの優良事例については、令和3年10月、11月において「大学等におけるインターンシップの届出制度」の公募を行い、106大学の届出を受領した。令和4年6月にHPにて公表予定。令和3年11月から12月にかけて「大学等におけるインターンシップ表彰」の公募を行い32件の申請があったところ、申請のあった大学等の取組について、選考委員会において審査し、令和4年2月に4校受賞校を決定した。 	<p>【優良事例の発掘】</p> <p>(④-1) 令和4年夏頃に「大学等におけるインターンシップの実施状況調査」を実施し、大学・短期大学・高等専門学校における令和3年度のインターンシップの実施状況を把握・公表するとともに、「大学等におけるインターンシップの届出制度」を通じて大学・自治体・企業に普及するのに相応しいモデルとなり得るインターンシップの優良事例を継続的に発掘し、大学等や企業とともに教育的効果の高いインターンシップを実施していることを引き続き社会に向けて発信していく。[文科省]</p>
<p>【自治体・大学・企業への働きかけ】</p> <p>(④-2) 上記優良事例等について、夏のインターン時期も見据えつつ、インターンシップ関連イベント（全国キャリア教育・就職ガイダンス（令和3年6月目途開催）、インターンシップ専門人材セミナー（同9月目途）、インターンシップフォーラム（同3月目途））を通じて広く情報発信する。また、関係省庁と連携し、関係省庁の研修会等において、横展開を図る。[文科省]</p>	<ul style="list-style-type: none"> •インターンシップの優良事例等について、以下の場を通じて、情報発信を実施。 •全国キャリア教育・就職ガイダンスを開催。（令和3年6月30日） •インターンシップ専門人材セミナーを開催。（令和3年9月17日） •関係省庁の下、「インターンシップフォーラム」を令和4年3月開催し、上記「大学等におけるインターンシップ表彰」の受賞大学等のインターンシップの取組を含め、ノウハウ等を共有した。 	<p>【自治体・大学・企業への働きかけ】</p> <p>(④-2) 上記優良事例等について、インターンシップ関連イベント（全国キャリア教育・就職ガイダンス（令和4年6月目途開催）、インターンシップ専門人材セミナー（同9月目途）、インターンシップフォーラム（令和5年3月目途））を通じた情報発信を行う。また、引き続き、関係省庁と連携し、関係省庁の研修会等において、横展開を図っていく。[文科省]</p>

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
<p>【自治体・大学・企業への働きかけ】 (④－3) 自治体担当者等向け研修会（10月 目途開催）や自治体への個別の相談対応等を通 して、地方における質の高いインターンシップの展開 を支援する。〔内閣官房〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> •地方創生インターンシップの実施に関心のある自 治体、大学、中間支援団体職員等を対象とした 研修会を実施し、第1回の基礎編（令和3年 10月）、第2回の実践編（令和3年11月） を通して、のべ約300名以上が参加。 •各自治体の課題に対して、就職支援事業者及び 有識者がアドバイザーとなり、個別相談会を実施 （令和4年1月～2月）。 •有識者からなる地方創生インターンシップ研究会 を開催し、令和3年度の活動の振り返り・分析 や、令和4年度以降の推進施策について議論を 実施（令和4年2月）。 	<p>【自治体・大学・企業への働きかけ】 (④－3) 自治体担当者等向け研修コンテンツの 提供や自治体への個別の相談対応等を通して、 地方における質の高いインターンシップの展開を支 援する。〔内閣官房〕</p>
<p>【自治体・大学・企業への働きかけ】 (④－4) 中小企業等に対しマッチング等を通じ て必要な人材確保を支援する事業等において、要 件や加点等を通じたインターンの取組のインセンテ ィブ付け、学生とインターンに関心を有する企業のマッ チング、企業の魅力発信にもつながるようなインター ン受入れプログラムの作成支援等を実施することを 通じて、地域の中小企業等のインターン受入れの 促進を図る。〔経産省〕</p>	<p>○戦略的ツール活用型若者人材移転支援事業 【令和3年度当初：11.7億円の内数】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> •若者人材獲得に取り組む地方企業群の採用活 動を支援する事業者や地方自治体とコンソーシア ムを組み、オンライン上でのセミナー・インターンシ ップ・面談等の取組を支援する事業を実施。採択 案件12件中6件において、インターンシップを実 施している。 <p>○地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業 （若者人材確保プロジェクト実証） 【令和4年度当初：6.5億円の内数】</p>	<p>【自治体・大学・企業への働きかけ】 (④－4) 中小企業等に対しマッチング等を通じ て必要な人材確保を支援する事業等において、要 件や加点等を通じたインターンの取組のインセンテ ィブ付け、学生とインターンに関心を有する企業のマッ チング、企業の魅力発信にもつながるようなインター ン受入れプログラムの作成支援等を実施することを 通じて、地域の中小企業等のインターン受入れの 促進を図る。〔経産省〕</p>

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
	<ul style="list-style-type: none"> • インターンシップを含め、求人・採用、人材育成、キャリア支援等を含めた総合的な取組を支援する事業を実施中。 ○ <u>中小企業・小規模事業者人材対策事業（地域中小企業人材確保支援等事業）</u> 【令和3年度当初：10.5億円の内数】 • 令和3年8月から令和4年3月の間、関東および中部地域において、約80社のマッチングを実現（インターンシップ）した。同時に、魅力発信にもつながるようなインターン受入プログラムの作成支援等を実施した。 • 令和4年度は、地域の中小企業等が副業・兼業等を含む多様な形態で、即戦力人材を中心とする多様な人材を確保できるよう、支援する。 	

■ 新たな大方針案

- ⑤ DX等の専門人材について、中堅企業等の社内人材の育成のため、支援メニューの充実化や企業の活用促進を図る。
 また、就業に先立つ高等教育や公的職業訓練においても、DX等の企業ニーズを踏まえた人材育成・教育に取り組む。
 さらに、外部の専門人材について、兼業・副業を含めた多様な形でのマッチング支援や、人材派遣等を実施する。

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
<p>【DX等の社内人材育成】 (⑤-1) 生産性向上人材育成支援センター (中小企業等の人材育成に必要な支援を行うため全国のポリテクセンター等に設置)において、在職者に対し豊富な訓練メニューを提供するとともに、特にAI、データサイエンス等の産業界のニーズの大きい分野で、大学と連携した新規講座の開設等を行う。また、個々の企業の要望に応じ、オーダーメイドの訓練コースの設定や、職業訓練指導員の企業への派遣等を行うことで、細かなニーズにも対応していく。[厚労省]</p>	<p>○生産性向上人材育成支援センター事業 【令和4年度当初：242.6億円の内数】 ・生産性向上支援訓練受講者数 令和3年度 51,061人（前年比81.7%増） ・職業訓練指導員の企業への派遣 令和3年度 3,864人（前年比40.5%増） ・大学と連携した公開講座の実施 令和3年度中に計2講座実施。</p>	<p>【DX等の社内人材育成】 (⑤-1) 生産性向上人材育成支援センター (中小企業等の人材育成に必要な支援を行うため全国のポリテクセンター等に設置)において、中小企業等の在職者に対する生産性向上支援訓練の実施、職業訓練指導員の企業への派遣、大学と連携した公開講座の実施等を継続するとともに、令和4年度よりDX人材育成推進員の配置等により中小企業等における人材育成を支援する。[厚労省]</p>
<p>【DX等の社内人材育成】 (⑤-2) 人材開発支援助成金（職業訓練等を計画的に実施した事業主等に対して助成）について、令和3年4月からITSS（ITスキル標準）レベル3～4相当の教育訓練を高率助成の対象としており、引き続き当該助成金を通じて企業内の人材育成を支援する。[厚労省]</p>	<p>○人材開発支援助成金 【令和4年度当初：681.2億円（令和3年度補正予算：216億円）】 ・「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定）」により、ITSSレベル2の教育訓練を高率助成の対象に位置付けたほか、令和4年度から、民間からの提案を踏まえて「人への投資促進コース」を創設し、ITSSレ</p>	<p>【DX等の社内人材育成】 (⑤-2) 人材開発支援助成金（職業訓練等を計画的に実施した事業主等に対して助成）について、ITSS（ITスキル標準）レベル2の教育訓練を高率助成の対象に位置付けるとともに、令和4年度より「人への投資促進コース」を創設し、ITSSレベル3～4相当の教育訓練を更なる高率</p>

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
	<p>ベル3～4相当の教育訓練を更なる高率助成（45%→75%）の対象とすることで、企業におけるデジタル人材の育成を支援している。</p>	<p>助成の対象とする等、DX等の企業内の人材育成を一層支援する。[厚労省]</p>
<p>【DX等の社内人材育成】 （⑤－3）教育訓練給付（主として雇用保険被保険者が、指定された教育訓練を修了した場合に費用の一部を支給）におけるIT分野の講座充実に向け、関係府省との連携を推進する。その中で、経済産業大臣認定である「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」について、法人や団体等に対する周知を行うとともに、講座の拡充に努めていく。[厚労省、経産省]</p>	<p>○教育訓練給付 [厚労省] ●関係府省が認定したIT分野の講座を教育訓練給付の対象講座として指定していくことで、講座の充実に図っている。令和4年4月時点で、「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」と連携した講座を92講座指定済。</p> <p>○第四次産業革命スキル習得講座認定制度 [経産省] ●令和4年4月時点で、113講座を認定済。</p>	<p>【DX等の社内人材育成】 （⑤－3）教育訓練給付（主として雇用保険被保険者が、指定された教育訓練を修了した場合に費用の一部を支給）におけるIT分野の講座充実に向け、関係府省との連携を推進する。その中で、経済産業大臣認定である「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」について、法人や団体等に対する周知の強化や説明会等での制度説明を行うなど、認定講座の拡充に努めていく。[厚労省、経産省]</p>
<p>【DX等の社内人材育成】 （⑤－4）キャリア形成サポートセンター（キャリア形成に係る相談支援窓口）において、在職者等へのキャリアコンサルティングを行う。また、企業内で節目ごとに行うキャリアコンサルティング（セルフ・キャリアドック）についても、同センターを通じて導入支援を行う。[厚労省]</p>	<p>○キャリア形成サポートセンター事業 【令和4年度当初：14.8億円】 ●全国のキャリア形成サポートセンターにおいて、在職者等へのキャリアコンサルティングや企業に対するセルフ・キャリアドックの導入支援を実施。</p>	<p>【DX等の社内人材育成】 （⑤－4）キャリア形成サポートセンター（キャリア形成に係る相談支援窓口）において、在職者等へのキャリアコンサルティングを行う。また、企業内で節目ごとに行うキャリアコンサルティング（セルフ・キャリアドック）についても、同センターを通じて導入支援を行う。令和4年度より、土日、夜間やオンラインを活用したキャリアコンサルティングを強化し、労働者がアクセスしやすい環境を整備する。[厚労省]</p>

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
(新規項目)	(新規項目)	【DX 等の社内人材育成】 (⑤-5) 企業における労働者の自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しの促進のため、基本的考え方、労使が取り組むべき事項、国等の支援策等を体系的に示すガイドラインを令和4年中に策定する。[厚労省]
(新規項目)	(新規項目)	【DX 等の社内人材育成】 (⑤-6) デジタル、グリーン等の急激な産業構造の変化に対応する高度な専門性を有する人材を育成するため、産学連携や人材育成に積極的な企業による実践的なスキルを習得するための大学等との共同講座設置を支援する。[経産省]
【就業に向けた DX 等の人材育成】 (⑤-5) 高等教育段階において、数理・データサイエンス・AI 教育のモデルカリキュラムや教材の作成・展開、「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度」を通じ、同分野の人材育成を推進する。具体的には、リテラシーレベルのモデルカリキュラムや教材の普及展開、教育プログラム認定（令和3年7月目途）を実施するとともに、応用基礎レベルについても、モデルカリキュラムに基づく教材の作成や、教育プログラム認定の制度設計（令和3年度内目途）を行う。[文科省]	●「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度」において、リテラシーレベルの教育プログラムを令和3年8月までに78件認定した。応用基礎レベルの教育プログラム認定制度については、令和4年3月に募集を開始した。	【就業に向けた DX 等の人材育成】 (⑤-7) 高等教育段階において、数理・データサイエンス・AI 教育のモデルカリキュラムや教材の作成や展開、「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度」を通じ、同分野の人材育成を推進する。具体的には、モデルカリキュラムや教材の普及展開を図り、教育プログラムの認定において、令和4年度からはリテラシーレベルに加えて、応用基礎レベルについても認定を行う（令和4年8月目途）。[文科省]

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
<p>【就業に向けたDX等の人材育成】</p> <p>(⑤-6) 公的職業訓練(希望する仕事に就くために必要な職業スキルや知識等の訓練の提供)の実施にあたり、地域の関係者によって構成される地域訓練協議会等を通じて、地域の求人ニーズの高い分野の訓練コースの設定促進を図る。[厚労省]</p>	<p>●令和4年2～3月に、各都道府県労働局において地域訓練協議会を開催し、「令和4年度地域職業訓練実施計画」を策定。令和4年3月に職業能力開発促進法を改正し、都道府県単位の訓練に係る協議会について法定化(令和4年10月施行)。</p>	<p>【就業に向けたDX等の人材育成】</p> <p>(⑤-8) 公的職業訓練(希望する仕事に就くために必要な職業スキルや知識等の訓練の提供)について、法定化した都道府県単位の訓練に係る協議会を令和4年10月以降に開催し、地域のニーズを把握しそれを踏まえた訓練コースの設定促進を図る。[厚労省]</p>
<p>【DX等の外部専門人材のマッチング・派遣】</p> <p>(⑤-7) プロフェッショナル人材事業および先導的人材マッチング事業を通じて、地域におけるハイレベル人材の確保や副業・兼業人材の活用を図ることで、地域への人材展開を通じた地域企業の成長・生産性向上の実現を目指す。[内閣官房]</p>	<p><u>○地方創生支援委託費(プロフェッショナル人材事業経費)</u></p> <p>【令和4年度当初:1.0億円(令和3年度当初:1.0億円)】</p> <p>●全国のプロフェッショナル人材戦略拠点のマネージャーや地方公共団体担当者らが参加する全国協議会や各地域ブロック毎の協議会を全国で開催(令和3年度:計12回、令和4年度:1回)。副業・兼業を含めた多様な形でのマッチング支援に関する各拠点の活動状況の共有、好事例の紹介、テーマに沿った議論等を行った。</p> <p><u>○地方創生推進交付金</u></p> <p>【令和4年度当初:1,000億円(令和3年度当初:1,000億円)の内数】</p> <p>●副業・兼業人材が地方へ移動する際の移動費補助制度(国負担分1/2)</p>	<p>【DX等の外部専門人材のマッチング・派遣】</p> <p>(⑤-9) 地域企業におけるデジタル人材等の確保に資するため、プロフェッショナル人材戦略拠点と地域金融機関等が緊密に連携して行う取組を強化するとともに、スタートアップの実情を把握するベンチャー・キャピタルやスタートアップ専門の職業紹介事業者等とも連携したデジタル実装等にも資する人材マッチング支援を行う。[内閣官房]</p>

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
	<p>●副業・兼業を含めた多様な形態での人材マッチングを行うための拠点体制強化制度(10/10)</p> <p>成約件数 令和2年度:3,363件（うち副業・兼業336件） 令和3年度:4,293件（うち副業・兼業767件）</p> <p>○<u>地方創生支援事業費補助金（先導的人材マッチング事業）</u> 【令和3年度補正予算：21億円（令和2年度第3次補正予算：10億円）】先導的人材マッチング事業 人材マッチング事業促進セミナー</p> <p>①9/6～【動画配信型】基礎編 ②10/1【LIVE配信型】応用編(副業・兼業) ③10/19【LIVE配信型】応用編(両手型)</p> <p>●3/31、当事業（第1次公募）の間接補助事業者として、93コンソーシアムを採択（昨年度：81コンソーシアム）。</p> <p>成約件数 令和2年度:658件（うち常勤以外346件） 令和3年度:1,622件（うち常勤以外939件）</p>	

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
<p>【DX等の外部専門人材のマッチング・派遣】 (⑤－ 8) 令和2年度第3次補正予算に盛り込んだ各種施策である、REVICに整備する人材リストから経営人材を確保した地域企業への補助、大企業人材に対する研修・ワークショップの提供及び本施策に関する周知・広報を着実に実施する。人材リストを早期に1万人規模に拡充するため、関係省庁と連携しつつ大企業への働きかけを継続するとともに、マッチングの仲介役となる地域金融機関の人材仲介機能の強化を図り、地域企業のための経営人材マッチングを促進する。〔金融庁〕</p>	<p>○<u>地域企業経営人材マッチング促進事業</u> 【令和3年度補正予算：18.4億円（令和2年度第3次補正予算：30.6億円）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域企業の多様な人材ニーズに応えるため、大企業への働きかけの継続、地域企業への補助の兼業・副業・出向への拡大等を進めるとともに、マッチングの仲介役となる地域金融機関の人材仲介機能の強化・高度化に向けた委託調査事業にも着手した。 	<p>【DX等の外部専門人材のマッチング・派遣】 (⑤－ 10) 大企業から地域企業への、兼業・副業・出向を含む多様な人の流れを創出するため、REVICに整備する人材プラットフォームの拡充、給付金の活用等を通じ、引き続き、地域金融機関等による人材マッチングを促進する。人材リストを早期に1万人規模に拡充するため、関係省庁と連携しつつ大企業人材への働きかけを継続する。さらに、地域企業への新しい人の流れを政府全体で推進するため、内閣官房が実施するプロフェッショナル人材事業や先導的人材マッチング事業等、関係省庁の施策との連携を強化する。〔金融庁〕</p>
<p>【DX等の外部専門人材のマッチング・派遣】 (⑤－ 9) 中堅企業等のテレワーク導入・改善を目的として、セキュリティやICTツールに係る課題を解決するため、関係省庁と連携しつつ、全国的な一次相談窓口（テレワーク・サポートネットワーク）を活用した初期相談やセミナー等の開催、テレワークマネージャーによる個別無料のコンサルティングを実施する。〔総務省〕</p>	<p>○<u>テレワーク普及展開推進事業</u> 【令和4年度当初：2.6億円（令和3年度当初：2.6億円）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●テレワークマネージャーによるコンサルティングを実施 令和3年度相談件数：延べ212件 ●テレワーク・サポートネットワークを活用したセミナーを開催。 令和3年度セミナー回数：190回 令和3年度参加人数：延べ2,591人 	<p>【DX等の外部専門人材のマッチング・派遣】 (⑤－ 11) 厚生労働省と一本化したテレワークワンストップサポート事業（従来のテレワークマネージャー等）を通じて、中堅企業等のテレワーク導入を促進するとともに、都市部と地方との間でテレワークの導入に差が生じていることを踏まえ、令和4年度に地域におけるテレワークの導入推進に向けた調査研究を行い、地域課題の解決などテレワークの活用によって創出される新たな価値を確認し、その実現に向けた方策を検討する。〔総務省〕</p>

■ 新たな大方針案

⑥ 外国人材の受入れに関して、特定技能制度の受入れ分野の追加等を必要に応じて検討する。

また、在留外国人が安全・安心な生活・就労を実現できるよう、行政窓口の強化や情報発信等の在留施策を推進する。

さらに、高度外国人材の受入れを促進し、地域への就職・定着を図るための施策を推進する。

現行の取組方針	フォローアップ ^o	新たな取組方針案
<p>【特定技能】</p> <p>（⑥－１）特定技能制度について、受入れ分野の追加は、分野所管省庁において、当該分野での人手不足状況が深刻であること、当該分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要であることを具体的に示した上で、出入国在留管理庁等の制度所管省庁において適切な検討を行う。</p> <p>特定技能２号の対象拡大については、特定技能制度施行後２年を経過し在留者数も約２万人（令和３年３月末現在、速報値）に上っていることから、対象分野の追加に向けて、分野所管省庁において、現場の意向や業界団体等の意見を踏まえつつ検討を進める。〔入管庁、業所管省庁〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●特定技能について、製造３分野（素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連製造業分野）を統合し、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野とする政府基本方針の一部変更を行った（令和４年４月２６日閣議決定）。 	<p>【特定技能】</p> <p>（⑥－１）特定産業分野については、新型コロナウイルス感染症の影響による大きな経済状況の変化が生じているものと考えられることから、全特定産業分野の受入れ見込数の見直しを検討し、必要な対応を行う。</p> <p>建設業分野については、業務区分の整理について、検討を進める。</p> <p>特定技能２号の対象分野の追加については、現場の意向や業界団体等の意見を踏まえつつ、引き続き検討を進める。〔入管庁、業所管省庁〕</p>
<p>【特定技能】</p> <p>（⑥－２）特定技能在留外国人数について、分野所管省庁における必要な措置を講じるための検討に資するよう、引き続き３か月毎に都道府県別の在留者数を把握・分析の上、分野所管省庁に提供していく。〔入管庁〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●令和３年１２月末及び令和４年３月末の特定技能在留外国人数について、分野所管省庁に提供を行った。 ●令和３年１２月末の特定技能在留外国人数：４９,６６６人 ●令和４年３月末の特定技能在留外国人数 	<p>【特定技能】</p> <p>（⑥－２）特定技能在留外国人数について、分野所管省庁における必要な措置を講じるための検討に資するよう、引き続き３か月毎に在留者数を把握・分析の上、分野所管省庁に提供していく。ま</p>

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
	: 64,730人（速報値）	た、令和4年度については、各分野における受入れ見込数の精査を行う。〔入管庁〕
(新規項目)	(新規項目)	【特定技能】 (⑥-3) 特定技能制度の活用を更に促進するため、「特定技能」の在留資格で就労を希望する外国人及び特定技能外国人の雇用を希望する企業を対象に、国内でのマッチングイベント等を開催する。〔入管庁〕
【在留支援】 (⑥-3) 外国人在留支援センターにおいて、地方公共団体が設置する一元的相談窓口からの問合せ対応、地方公共団体担当者への研修を行うとともに、地方公共団体の行政窓口に対する通訳支援については、令和3年7月から開始する試行の結果を踏まえ、実施を検討する。 また、同センターにおいて、外国人からの相談対応のほか、入居機関をはじめとした関係機関が連携・協力し、外国人の採用・定着に向けた企業等向けのセミナー、講演会、説明会等を引き続き実施する。〔入管庁〕	<ul style="list-style-type: none"> •外国人在留支援センターにおいて、継続的に地方公共団体が設置する一元的相談窓口からの問合せに対応するとともに、地方公共団体からの要望を踏まえ、相談業務等に関する研修を行っている。令和3年11月には全国の地方公共団体担当者を対象として2日間の日程で研修を行い、同研修の一部講義について、令和4年1月から2月にオンライン形式で配信を行った。 •また、地方公共団体の行政窓口に対する通訳支援を令和3年7月から一部の地方公共団体を対象に試行実施している。 •さらに、同センターにおいて、外国人からの相談対応のほか、外国人の採用・定着に向けた企業等向けのセミナー、講演会、説明会等を実施している。 	【在留支援】 (⑥-4) 外国人在留支援センターにおいて、引き続き地方公共団体が設置する一元的相談窓口からの問合せに対応するとともに、地方公共団体からの要望を踏まえ、相談業務等に関する研修を行う。令和4年度における地方公共団体担当者への研修については、地方公共団体の関心事項を踏まえて研修内容の検討を行う。 また、地方公共団体の行政窓口に対する通訳支援について、令和3年度の試行結果を踏まえ、令和4年度も、引き続き効果的な通訳支援の試行を実施する。 さらに同センターにおいて、外国人からの相談対応のほか、外国人の採用・定着に向けた企業等向けのセミナー、講演会、説明会等を引き続き実施する。〔入管庁〕

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
<p>【在留支援】 (⑥-4) 在留外国人の安全・安心な生活・就労のために必要な基礎的情報(在留手続・労働関係法令・社会保険・防犯・交通安全等)を掲載した生活・就労ガイドブックについて、関係省庁との連携の下、必要に応じて内容の更新をしていく。 [入管庁]</p>	<p>●令和4年3月に既存の「生活・就労ガイドブック」をより分かりやすく、読みやすく、親しみやすいようにするためのデザイン刷新を行い、外国人生活支援ポータルサイト上で公表した。</p>	<p>【在留支援】 (⑥-5) 在留外国人の安全・安心な生活・就労のために必要な基礎的情報(在留手続・労働関係法令・社会保険・防犯・交通安全等)を掲載した生活・就労ガイドブックについて、関係省等との連携の下、必要に応じて内容の更新を行っていく。 [入管庁]</p>
<p>(新規項目)</p>	<p>(新規項目)</p>	<p>【高度外国人材の受入れ促進】 (⑥-6) 高度外国人材の受入れを積極的に推進するため、出入国在留管理上の優遇措置を講ずる「高度人材ポイント制」において、地方公共団体が補助金の交付等により支援する企業等において就労する外国人に対して、特別加算を実施する特例の全国展開について、令和4年度内に所要の措置を講ずる。 [入管庁]</p>
<p>(新規項目)</p>	<p>(新規項目)</p>	<p>【高度外国人材の受入れ促進】 (⑥-7) 外国人雇用サービスセンター等を中心として、高度外国人材(就労目的の在留資格の外国人や日本での就職を希望する外国人留学生)の就業を促進するために、担当者制等による就職支援を実施する。 [厚労省]</p>
<p>(新規項目)</p>	<p>(新規項目)</p>	<p>【高度外国人材の受入れ促進】 (⑥-8) 独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)の「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」において、高度外国人材の我が国への呼び</p>

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
		<p>込み・採用・活躍に関わる関係省庁の連携を強化するとともに、分かりやすい情報発信や問合せへのワンストップ対応、高度外国人材の採用や育成に悩みを抱える中堅・中小企業向けの伴走型支援等を実施する。令和4年度は、地方の中堅・中小企業による高度外国人材の採用・定着を促進するため、高度外国人材の活用により成長が期待できる事業の特定や必要な人材像の絞り込み等、企業の採用戦略策定に対するコーディネーターのハンズオン支援を拡充する。また、採用手続を支援する行政書士や社会保険労務士等の人員増強やポータルサイトにおける地方公共団体等の支援情報の集約を実施する。〔経産省〕</p>
(新規項目)	(新規項目)	<p>【高度外国人材の受入れ促進】</p> <p>(⑥—9) 外国人留学生の活躍推進による中堅・中小企業の海外展開促進や地域経済の活性化のため、独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)や経済団体、地方公共団体等で構成する「高度外国人材活躍地域コンソーシアム」を形成し、連絡協議会や広域マッチングイベント等を通じ、地域での就職・定着支援を協調して行う。令和4年度は、既存の留学生就職促進の施策の枠組みを参考に、2例程度実施する。〔経産省〕</p>

3. DX、研究開発、海外展開等の新たなビジネス展開の支援

■新たな大方針案

- ⑦ 中堅企業等における、事業改善や企業間連携を生み出す DX の取組促進に向けて、電子インボイスや DX 認定等の制度環境整備を行うとともに、企業が取組に対して、ノウハウや資金等の支援を行う。
また、コロナ禍等を踏まえた生産性向上や事業再構築の取組に対して、企業の状況や取組内容に配慮した形での支援を行う。

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
<p>【DX の取組推進】 (⑦-1) 「電子インボイス」の標準仕様を早急に策定し、デジタル庁がオーソリティとして適切に管理・運用する。また、標準化された「電子インボイス」を普及させるため、関係省庁とともに必要な支援策の検討等を行う。政府調達システムについても、令和4年度以降の具体的な改修に向け、必要な対応を行う。[デジタル庁]</p>	<ul style="list-style-type: none"> •デジタルインボイスの標準仕様（JP PINT）について、Ver.0.9.1へ更新。 •政府調達システムについて、デジタルインボイスへの対応のため、業務要件定義等の整理を実施している。 	<p>【DXの取組推進】 (⑦-1) 令和5年10月の消費税のインボイス制度への移行を見据え、標準化された電子インボイス（デジタルインボイス）の普及・定着によりバックオフィス業務の効率化を実現するとともに、請求も含めた取引全体のデジタル化による新たな価値の創造や更なる成長につなげていく。政府調達システムについても、デジタルインボイスへの対応のため、開発も含め必要な取り組みを行う。[デジタル庁]</p>

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
<p>【DXの取組推進】</p> <p>(⑦-2) DX認定(情報処理の促進に関する法律による認定)の利用促進を図る。具体的には、中堅・中小企業向けガイドラインの策定や、地域における各種講演(必要に応じて地方説明会の場等において制度の説明を実施)等を行うことにより、DX認定の認知を増やすと共に、申請の検討をより行いやすくするための工夫を行う。また、DX投資促進税制(今通常国会において関連法成立)においてDX認定取得を要件の一つとするほか、DX認定企業がIT活用促進資金(日本政策金融公庫の制度融資)を利用する際に特利の対象になる等の金銭的支援も実施する。[経産省]</p>	<p>•DX認定制度について、令和3年8月に、経済産業省主催で制度概要並びに申請のポイントについて説明するウェビナーを実施し、アーカイブ動画を公開中。また、令和4年1月に政府広報のBS番組においてDX認定制度の広報を実施。令和4年5月時点で計394件を認定。</p> <p>•令和3年度戦略的基盤技術高度化・連携支援事業(中堅・中小企業等のDX実現に向けた優良事例等調査)において、中堅・中小企業等がDXの推進に取り組む際に求められること等について事例を交えて解説する「中堅・中小企業等向け『デジタルガバナンス・コード』実践の手引き」を策定し、令和4年4月に公表した。</p> <p>•DX投資促進税制については、第204回通常国会において関連法成立済み。</p> <p>•IT活用促進資金については、令和3年度よりDX認定を受けている者を特別利率の対象とした。</p>	<p>【DXの取組推進】</p> <p>(⑦-2) 中堅・中小企業等のDX推進を後押しするため、「中堅・中小企業等向け『デジタルガバナンス・コード』実践の手引き」についての地方説明会を開催する。</p> <p>また、DX認定制度(情報処理の促進に関する法律に基づく認定)の利用の促進に向けて、DX投資促進税制等の支援措置も含め、周知を図る。</p> <p>[経産省]</p>
<p>【DXの取組推進】</p> <p>(⑦-3) 地域未来牽引企業等の地域企業においてデジタル技術を活用した業務・ビジネスモデルの変革を促進するために、各地に産学官金の関係者が一体となって地域企業を支援する枠組み整備や活動を支援するとともに、新事業実証等を通じた、地域産業のデジタル化のモデルケースの創出や</p>	<p>○地域産業デジタル化支援事業</p> <p>【令和3年度当初：11.7億円の内数】</p> <p>•62件採択し、地域企業が取り組むデジタル技術を活用した新事業実証(試作、顧客ヒアリング、事業性評価等)への支援を実施。</p>	<p>【DXの取組推進】</p> <p>(⑦-3) 地域未来牽引企業等の地域企業におけるデジタル技術を活用した業務・ビジネスモデルの変革(デジタルトランスフォーメーション)を実現するために、地域の産学官金の関係者が一体となって地域企業をサポートする支援コミュニティの立ち上げを促し、その活動を支援するとともに、地域発</p>

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
<p>地域課題の解決、デジタル人材の育成等を促進する。[経産省]</p>	<p><u>○地域未来DX投資促進事業</u> 【令和4年度当初：15.9億円（令和3年度当初：11.7億円）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域企業のDX実現を地域ぐるみでサポートするため、地域の産学官金の関係者が参画する支援コミュニティの立ち上げを支援。全国各地で27件の取組を採択し、各コミュニティが実施する活動の支援を実施中。 ●また、新たなビジネスモデルの構築に向けて地域企業等が行う実証事業（試作品製作・事業性評価等）を支援。 ●加えて、デジタル人材の育成・確保に向け、企業データに基づく実践的なケーススタディ教育プログラムや、デジタル技術を活用した課題解決型現場研修プログラムを実施する。 <p><u>○地域デジタル人材育成・確保推進事業</u> 【令和3年度補正：13.6億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●デジタル人材の育成・確保に向け、基礎的なデジタルスキルを学べるオンライン教育ポータルサイト「マナビDX（デラックス）」を令和4年3月29日に公開。 ●課題解決型現場研修プログラムの実施に向け、全国各地でプログラムを組成する18機関・団体を選定。 	<p>のデジタルイノベーション創出に取り組む地域企業等を支援する。</p> <p>また、デジタル人材の育成・確保に向けて、オンライン教育ポータルを通じた教育コンテンツの一元的な提示や、企業データに基づく実践的な教育プログラムの提供、デジタル技術を活用した課題解決型現場研修プログラムを通じた学びの場の提供等を行うデジタル人材育成プラットフォームを運営する。[経産省]</p>

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
<p style="text-align: center;">(新規項目)</p>	<p style="text-align: center;">(新規項目)</p>	<p>【DXの取組推進】</p> <p>(⑦-4) 昨今の情勢を踏まえ、中小企業のサイバーセキュリティ対策を強化するため、自社サーバーの異常監視や、サイバー攻撃を受けた際の初動対応支援、被害を受けた場合の簡易保険など、中小企業等に必要な対策をワンパッケージにまとめた「サイバーセキュリティお助け隊サービス」について、コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）により創設されるIT導入補助金「セキュリティ対策推進枠」も活用したさらなる普及や、地域の特色に応じたセキュリティ・コミュニティ活動（地域SECURITY）の支援など、サプライチェーン全体の対策強化に取り組む。</p> <p>[経産省]</p>
<p>【DXの取組推進】</p> <p>(⑦-4) 中小企業デジタル化応援隊（テレワークやEC等の活用について助言等を行うIT専門家と中小企業等とのマッチング支援）について、令和3年度は第Ⅱ期として、マッチング可能なIT専門家のリストをさらに充実させつつ取り組む。[経産省]</p>	<p>○中小企業デジタル化応援隊</p> <p>【令和2年度第1次補正予算：100億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> •中小企業のデジタル化・IT活用について、専門的なサポートを充実させるため、「中小企業デジタル化応援隊事業」によるIT専門家への補助を通じて、第Ⅱ期では令和3年4月以降延べ約5,000件のデジタル化を支援した。 <p>本事業は昨年度（第Ⅱ期）をもって終了した。</p>	<p style="text-align: center;">(事業終了のため削除)</p>

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
(新規項目)	(新規項目)	<p>【DXの取組推進】</p> <p>(⑦-5) 中小企業の経営者等にデジタル化の必要性に気付きの機会を設けることで、デジタル化を推進する。具体的には、自身のデジタル化の課題を明確化できるよう、デジタル化診断ツールを開発し、中小企業の診断を支援する。その後、デジタル化の必要性を認識した中小企業に対して必要に応じ、「中小企業119」事業（専門家派遣事業）等を通じて、相談対応を行う。[経産省]</p>
<p>【DXの取組推進】</p> <p>(⑦-5) 食品製造業の生産性向上を図るため、AI、ロボット、IoT等の先端技術を実際の製造現場に複数導入し、一連のシステムとして実証する取組を支援するとともに、その成果の横展開を図る。また、新事業を展開する上でも中堅企業等の経営基盤を強化するため、事業再編に関する税制・金融等支援策について、中小企業診断協会や日本税理士連合会等と連携して周知するなど、活用を促進する。[農水省]</p>	<p>○スマート食品産業実証事業</p> <p>【令和3年度補正予算：1.5億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●AI、ロボット、IoT等の先端技術を実際の食品製造業や飲食店等の現場にモデル的に導入、実証する取組を支援するとともに、より多くの中小企業が導入できるよう、低コスト化や小型化に関する改良の取組を支援する。 <p>○スマート食品産業安全確保推進事業</p> <p>【令和4年度当初予算：0.4億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ロボットメーカーやシステムインテグレーターの食品分野への参入を促すため、人とロボット協働のための安全確保ガイドラインを作成する。 	<p>【DXの取組推進】</p> <p>(⑦-6) 他産業と比べて低い食品産業の生産性向上を図るため、AI、ロボット等を活用したモデル実証の取組や、低コスト化や小型化に関する改良の取組を支援するとともに、人とロボット協働のための安全確保ガイドラインを作成することなどにより、食品産業全体のスマート化を体系的に支援する。[農水省]</p>
(新規項目)	(新規項目)	<p>【DXの取組推進】</p> <p>(⑦-7) 物流分野における既存のビジネスモデルや働き方を変革する物流DXを推進するため、</p>

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
		物流業務の自動化・省人化やサプライチェーン全体の輸送効率化、デジタル化に向けた取組を推進する。[国交省]
<p>【生産性向上、新事業展開】</p> <p>(⑦-6) 中小企業等の生産性の向上に向け、設備投資やIT導入等を支援する「中小企業生産性革命推進事業」(令和2年度第3次補正予算において、さらに2,300億円を措置)について、通年での公募と複数回の締切日設定、通常枠に加えて多様な特別枠の創設(コロナ禍に対応した「低感染リスク型ビジネス枠」)など、事業者の状況や取組等に応じて活用しやすい形での事業実施に取り組む。[経産省]</p>	<p><u>○生産性革命推進事業</u></p> <p>【令和3年度補正予算：2,001億円(令和2年度3次補正予算：2,300億円)】</p> <ul style="list-style-type: none"> •中小企業等の生産性の向上を図り、足腰の強化を進めていくため、「中小企業生産性革命推進事業」を実施し、設備投資、販路開拓、IT導入等を支援している。通年で公募を実施し、複数回の締め切りを設けることにより、十分な準備の上、都合の良いタイミングで申請することを可能とした。令和元年度補正予算、令和2年度第1次、第2次、第3次補正予算により、合計約23万社、約4,100億円を採択している。(令和4年4月末時点実績) •令和3年度補正予算において、さらに2,001億円を計上し、これまでの通常枠の一部見直しと特別枠を創設。 	<p>【生産性向上、新事業展開】</p> <p>(⑦-8) 中小企業等の生産性の向上に向け、設備投資やIT導入、販路開拓等を一体的かつ機動的に支援する「中小企業生産性革命推進事業」(令和3年度補正予算において、さらに2,001億円を措置)について、通年での公募と複数回の締切日設定、通常枠に加えて新たな特別枠の創設(「回復型賃上げ・雇用拡大枠」「デジタル枠」「グリーン枠」「成長・分配強化枠」「新陳代謝枠」等)など、事業者の状況や取組等に応じて活用しやすい形での事業実施に取り組む。[経産省]</p>
<p>【生産性向上、新事業展開】</p> <p>(⑦-7) アフターコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するために、令和3年から「中小企業等事業再構築促進事業」(令和2年度第3次補正予算において、1兆1458億円を措置)を実施しており、現在第2回公募を実施中。</p>	<p><u>○中小企業等事業再構築促進事業</u></p> <p>【令和3年度補正予算：6,123億円、令和4年度予備費予算：1,000億円(令和2年度第3次補正予算：1兆1,485億円)】</p> <ul style="list-style-type: none"> •令和4年3月28日に第6回公募を開始(6月30日に申請受付締切)。 	<p>【生産性向上、新事業展開】</p> <p>(⑦-9) アフターコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するために、令和3年から「中小企業等事業再構築促進事業」(令和3年度補正予算において、6,123億円を措置、さらに令和4年度予備費予算において、1,000億円を措</p>

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
<p>今後もさらに3回程度の公募を予定。 第1回公募の結果を踏まえ、今後、申請の際に添付が必要な書類の詳細について具体的に例示を示すことや、不採択となった事業者に対して審査における評価の内容をフィードバックするなどの取組を実施する。また、国が保有する補助金等のデータを民間に開放し、中小企業を支援する民間サービスの創出を促す。[経産省]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●令和3年6月25日に「よくある申請時の不備」の資料を公開し、申請時の添付書類について具体例を掲示（随時改訂）。 ●第1～5回公募の採択結果を順次公表し、不採択事業者から電話があった際は、審査における評価内容をフィードバックしている。 ●令和3年度補正予算において、さらに6,123億円を計上し、新たにグリーン分野の課題解決に資する取組を行う事業者を対象としたグリーン成長枠を創設。 ●令和4年度予備費において、さらに1,000億円を計上し、原油価格・物価高騰等の、予期せぬ経済環境の変化を受けている事業者の取組に対し、緊急対策枠の創設や加点措置により重点的支援を行う。 <p>○<u>中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業</u> 【令和4年度当初：40億円の内数(令和2年度第3次補正：9.8億円の内数)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●令和4年3月までに、中小企業庁が所管する補助金等事業のデータを一元化するためのデータ蓄積基盤を構築した。 	<p>置)を実施しており、現在第6回公募を実施中。今後もさらに2回程度の公募を予定。 採択結果は順次公表し、審査における評価内容のフィードバックや、グリーン分野に進出する事業者を対象としたグリーン成長枠、原油価格・物価高騰等の予期せぬ経済環境の変化を受けている事業者を対象とした原油価格・物価高騰等緊急対策枠の創設など、経済環境の変化に合わせて柔軟に制度を見直しつつ、引き続き事業実施に取り組む。また、国が保有する補助金等のデータを官民で活用し、自社の経営特性に合った支援がプッシュ型で提供されるサービスの創出を促す。[経産省]</p>

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
(新規項目)	(新規項目)	<p>【生産性向上、新事業展開】</p> <p>(⑦-10) 経済安全保障に留意しつつ、経営手法の高度化や海外販路開拓に資する対日M&Aを促進するため、新たに研究会を設置し、日本企業向けの対日M&A活用に関する事例集を作成するとともに、出資受け入れ・事業売却等を検討するガイドンスを作成する。また、令和5年2月以降シンポジウムやオンラインセミナー等を開催し、事例集・ガイドンスの周知を図る。[経産省]</p>
(新規項目)	(新規項目)	<p>【カーボンニュートラルの取組支援】</p> <p>(⑦-11) 中堅・中小企業のカーボンニュートラルについては、各中小企業の排出量や排出削減の取組の状況に応じて、排出量の見える化、ものづくり補助金のグリーン枠や事業再構築補助金のグリーン成長枠等による設備投資促進、支援機関からの「プッシュ型」の働きかけ、市場創出等の施策で後押ししていく。[経産省]</p>

■ 新たな大方針案

⑧ 中堅企業等からの相談の裾野を広げるべく、各省所管の国研（産総研、農研機構、土木研、JST）について、横連携で案件発掘を行うための体制を構築し実施するとともに、事例等の周知広報に取り組む。

また、国が特定するコロナ禍の研究課題や、中堅企業等地域発のニーズ・課題を起点にした研究開発の伴走支援を行う。

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
<p>【各国研の横連携】 (⑧-1) 国研が行う研究開発支援についての認知度向上・利用拡大に向けて、産総研、農研機構、土木研、JST及び当該4法人の所管省庁の間で連絡会議を適宜開催し、各自の研究開発支援の実施状況や情報発信・相談受付の状況に係る情報共有を引き続き行うとともに、必要に応じて新たな連携施策等を検討する。[文科省、農水省、経産省、国交省]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • ホームページ等にて各自の研究開発支援の実施状況や、情報発信・相談受付の状況に係る情報の掲載・更新を随時実施し、関係者間での情報を共有した。 	<p>【各国研の横連携】 (⑧-1) 国研が行う研究開発支援についての認知度向上・利用拡大に向けて、産総研、農研機構、土木研、JST及び当該4法人の所管省庁の間で連絡会議を適宜開催する等、各自の研究開発支援の実施状況や情報発信・相談受付の状況に係る情報共有を引き続き行うとともに、必要に応じて新たな連携施策等を検討する。[文科省、農水省、経産省、国交省]</p>
<p>【各国研の横連携】 (⑧-2) 当該会議における情報・意見交換を踏まえつつ、4法人が引き続き連携し、各種説明会・セミナー等への共同参加・出展、PRチラシの配布、4法人合同ウェブページ（関連サイトへのリンク付け）やメルマガ、SNS等を活用した情報発信、各法人が公設試験研究機関等と連携して行っている活動に係る情報提供や連携等の取組を進める。[文科省、農水省、経産省、国交省]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • JSTが発行する「産学官連携ジャーナル」において、4法人の産学官連携にかかる取組や支援内容についての記事を令和3年8月号から11月号までの4回にわたり掲載し、情報発信を行った。 • 公設試験研究機関等との連絡会議において、4法人が行う取組などについて周知を行った。 • 大学等の研究者と企業等のマッチングの機会を提供する、イノベーション・ジャパン大学見本市や新技術説明会のイベントやWebページにて、4法人連携の取組及びウェブページ等の周知を行った。 	<p>【各国研の横連携】 (⑧-2) 連絡会議等における情報・意見交換を踏まえつつ、4法人が引き続き連携し、各種説明会・セミナー等への共同参加・出展、PRチラシの配布、4法人合同ウェブページ（関連サイトへのリンク付け）やメルマガ、SNS等を活用した情報発信、各法人が公設試験研究機関等と連携して行っている活動に係る情報提供や連携等の取組を進める。[文科省、農水省、経産省、国交省]</p>

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
	<ul style="list-style-type: none"> 産学官連携・技術移転に関心を持つ企業等向け JSTメールマガジンにおいて4法人連携の取組及びウェブページ等の周知を11回にわたり行った。 	
<p>【個別課題等に対応した研究開発】</p> <p>(⑧-3) 令和2年度に開始した、大学・国研(産総研以外も対象)・公設試などを複数含む産学融合体制の構築のもとで地域企業等からのニーズ収集や、シーズのFS調査を行い事業創出を支援する事業(最大5年度支援)について、支援対象エリアを拡大する(令和2年度は2エリアで開始→令和3年度は新たに1エリアを選定)。[経産省]</p>	<p>○<u>産学融合拠点創出事業(産学融合先導モデル拠点創出プログラム、地域オープンイノベーション拠点選抜制度)</u></p> <p>【令和4年度当初:2.5億円(令和3年度当初:2.0億円)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 産学融合先導モデル拠点創出プログラムでは、産学融合体制の構築に向け、令和2年度2拠点(関西、北海道)、令和3年度1拠点(北陸)を「J-NEXUS拠点」として採択し、各拠点の個別F/S調査から事業化に向けた推進計画やマッチングイベント、セミナー等の進捗管理に加え、3拠点合同イベントや交流の場を設け支援を行った。 また、地域オープンイノベーション拠点選抜制度では、地域企業等へのハブ機能を有する大学等を「イノベ拠点」として、令和2年度14拠点(地域貢献型5件、国際展開型9件)、令和3年度3拠点(地域貢献型3件)を選抜し、伴走支援を行った。 	(⑧-5に移動)
<p>【個別課題等に対応した研究開発】</p> <p>(⑧-4) 大学等の研究成果の実用化を通じた企業への技術移転を促すため、産学共同研究への</p>	<p>○<u>研究成果展開事業(研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP))</u></p>	(⑧-8に移動)

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
<p>経費支援を行う事業において、これまで以上に企業ニーズに応えられるよう、引き続きマッチングプランナー等橋渡し人材を通じた支援を行っていくとともに、令和3年度より他機関連携をより推進することで、課題マネジメントや事業間連携の充実を図る。 [文科省]</p>	<p>【令和4年度当初：54.7億円（令和3年度当初：61.2億円）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●全国5カ所に配置されたマッチングプランナーが企業との面談や関連機関への訪問等を行い、中堅企業等の申請相談への対応や、産学連携活動の展開に向けた助言を実施。 ●JSTが支援した技術シーズ等の、NEDOプロジェクトへの橋渡しの強化に向け、①JST・NEDOのコミュニケーション強化、②JSTがシーズをNEDOに紹介する仕組みの構築、③大学等が保有する技術シーズと企業のマッチング、を実施。令和3年度より事業の審査会に出席するアドバイザーを相互に委嘱したり、課題の情報共有を開始。進捗確認や連携方法を検討するため、文科省・経産省・NEDO・JSTにて定期的に実務者会合を実施(第4回を令和3年8月4日、第5回を令和4年3月28日に開催)。 	
<p>【個別課題等に対応した研究開発】 (⑧-5) 農研機構の全国5カ所に配置したビジネスコーディネーター等を窓口として、農業分野における中堅企業等との共同研究を実施し、中堅企業等の新しい生活様式に資する研究開発について引き続き支援を実施。[農水省]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●北海道、東北、中日本、西日本、九州沖縄の各地域を担当するビジネスコーディネーターを配備。当該ビジネスコーディネーターを窓口として共同研究を推進し、60社と実施（令和4年5月11日現在）。 	<p>【個別課題等に対応した研究開発】 (⑧-3) 農研機構の全国5カ所に配置したビジネスコーディネーター等を窓口として、現在実施中の共同研究を推進するとともに、共同研究を検討中の企業の課題明確化を積極的に進める。また、北海道や九州沖縄で展開中のスマートフードチェーンプロジェクトを着実に進め、これらを通じて中堅企</p>

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
		業等が推進する新しい生活様式に資する研究開発を進める。[農水省]
<p>【個別課題等に対応した研究開発】</p> <p>(⑧-6) 土木分野の建設生産プロセス等の全面デジタル化や非接触・リモート型への転換に向け、土木研が令和3年3月に整備した“建設DX実験フィールド”を活用し、中堅企業等と意見交換を行いながら、共同で研究を進める。[国交省]</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建設DX実験フィールドを活用した産学との共同での実験・研究に向けて、中堅企業等との意見交換を令和3年7月～令和4年5月にかけて14回実施した。 11月24～26日には建設DX実験フィールドで自律施工の公開デモを実施。産学官から約150名が参加し活発に意見交換を行った。 	<p>【個別課題等に対応した研究開発】</p> <p>(⑧-4) 土木分野の建設生産プロセス等の全面デジタル化や非接触・リモート型への転換に向け、中堅企業等との意見交換を行いつつ、令和4年度は、建設DX実験フィールドを活用した自律施工技術の開発を目的として、共同で行う実験・研究の検討を進め、令和4年内に公募による共同研究を開始する。[国交省]</p>
<p>【研究開発事例等の周知広報】</p> <p>(⑧-7) 各法人の年度計画において、中堅企業等に対し成果事例等の周知広報を行う旨を記載し継続して取り組む。[文科省、農水省、経産省、国交省]</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度及び令和4年度の年度計画に中堅企業等に対し成果事例等の周知広報を行う旨を記載し、各法人において取組を実施している。 <p>○産総研 [経産省]</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度の年度計画に、「地域のニーズをオール産総研につなぐ連携拠点の役割」として、中堅企業等に対し、連携制度や事例等をパンフレットやホームページ、イベント等を通じて周知広報を行う」と記載した。 地域センターでイベント等を開催するとともに、ホームページに中堅・中小企業への成果事例を掲載し、成果事例の普及に努めた。 令和4年度の年度計画には、「地域ニーズをオール産総研につなぐ連携拠点の役割」として、経済産 	<p>(⑧-10に移動)</p>

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
	<p>業局や公設試験研究機関及び大学等のステークホルダーとの協力によるイベント等の開催や、パンフレットやホームページ等での産総研の技術シーズや連携制度・事例等の中堅・中小企業への周知広報」と記載し、継続的に取り組む。</p> <p>○農研機構 [農水省]</p> <ul style="list-style-type: none"> •令和3年度計画に、「地域の経済連合会、業界団体等との連携を拡張し、産業界や企業のニーズを収集するとともに農研機構ニーズ発信の機会を形成する」と記載した。 •北海道経済連合会（道経連）に入会して道経連が推進する「食クラスター連携協議体」活動、食品産業センター連携協議会における成果事例の発表、九州沖縄経済連スマートフードチェーン事業化戦略会議の成果発表等を通じて、中堅企業等に対し農研機構ニーズを発信。 •高度分析研究センターの高性能NMRリモート共用システムに関するプレスリリース情報を企業等に約250件の案内資料を配付。 •農業農村整備のための実用新技術成果選集を280社に配付。 •WAGRI有償APIのプログラムの案内資料を49社に送付。レスポンスのあった企業に個別説明。 	

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
	<ul style="list-style-type: none"> •令和4年度の年度計画には、「経済連合会、業界団体等との連携を拡張し、産業界や企業のニーズ収集を行うとともに、広報部と連携して農研機構のシーズ発信を強化する。」と記載し、継続的に取り組む。 ○土木研 [国交省] •令和3年度の年度計画に次のように記載。「講演・展示技術相談を行う新技術ショーケースを共同研究者の参画も得て開催するのをはじめ、普及のための活動を積極的に実施する。」 •中堅企業等に対し成果事例等の周知広報として、土研新技術ショーケースを全国6箇所で開催した。 •令和4年度の年度計画には、「研究開発成果を効果的に普及するため、新技術ショーケース等による普及活動を展開する」と記載し、継続的に取り組む。 ○JST [文科省] •令和3年度の年度計画に、「成果に対する機構の貢献・関与等を積極的に示すなど、顔が見える広報活動を戦略的に展開し、情報発信を促進する。」と記載した。 	

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
	<ul style="list-style-type: none"> •大学等と中堅企業等の共同研究成果についてプレスリリースやホームページへの掲載を通じて情報発信を行った。 •令和4年度の年度計画には、「研究開発成果の実用化に向けて、企業や大学等に対しホームページ等を活用し成果事例等の周知に向けた広報活動を行う。」と記載し、継続的に取り組む。 	
(⑧-3から移動)	<p><u>○産学融合拠点創出事業（産学融合先導モデル拠点創出プログラム、地域オープンイノベーション拠点選抜制度）</u></p> <p>【令和4年度当初：2.5億円（令和3年度当初：2.0億円）】</p> <ul style="list-style-type: none"> •産学融合先導モデル拠点創出プログラムでは、産学融合体制の構築に向け、令和2年度2拠点（関西、北海道）、令和3年度1拠点（北陸）を「J-NEXUS拠点」として採択し、各拠点の個別F/S調査から事業化に向けた推進計画やマッチングイベント、セミナー等の進捗管理に加え、3拠点合同イベントや交流の場を設け支援を行った。 •また、地域オープンイノベーション拠点選抜制度では、地域企業等へのハブ機能を有する大学等を「Jイノベ拠点」として、令和2年度14拠点（地域貢献型5件、国際展開型9件）、令和3年度 	<p>【研究成果の事業化支援】</p> <p>（⑧-5）大学・国研・公設試などを複数含む産学融合体制を構築し、地域企業等からのニーズ収集や、シーズのFS調査を行い事業創出を支援するため、令和4年度では、「産学融合先導モデル拠点創出プログラム」において令和2年度に採択した「J-NEXUS拠点」の中間審査を行うとともに、新規採択1件を目指す。</p> <p>また、地域企業等へのハブ機能を有する大学等の信用力を高めるとともに支援を集中させ、トップ層の引き上げや拠点間の協力と競争を促すため、令和4年度には、「地域オープンイノベーション拠点選抜制度」において1回程度「Jイノベ拠点」選抜を行い、採択・選抜した全拠点に対して、引き続き産学融合およびオープンイノベーションの具現化に向けた伴走支援を行う。[経産省]</p>

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
	3 拠点（地域貢献型 3 件）を選抜し、伴走支援を行った。	
(⑧-8 から移動)	<p>○国立研究開発法人産業技術総合研究所の地域拠点機能強化（地域イノベーション創出連携拠点整備）</p> <p>【令和 3 年度補正予算：149.0 億円の内数】</p> <p>●産総研の地域拠点に地域の中小企業等の製品・サービスの開発ニーズの把握から研究開発・試作・評価までのサービスを提供するための施設及び設備を導入する。</p>	<p>【研究成果の事業化支援】</p> <p>（⑧-6）産総研において、地域の中小企業やスタートアップ等との共同研究や試作、評価等のサービスを地域拠点で提供するとともに、大学等の技術シーズの産業界への橋渡しとなる研究開発に重点を置く拠点を地域の中核大学等に整備する。〔経産省〕</p>
(新規項目)	(新規項目)	<p>【研究成果の事業化支援】</p> <p>（⑧-7）新たなフードテックビジネスを創出するため、「フードテックを活用した新しいビジネスモデル実証に対する支援事業」（令和 3 年度補正予算：1 億円）及び「フードテックを活用した新しいビジネスモデル実証事業（令和 4 年度当初予算：0.3 億円）」において、ビジネスのフェーズに乗せるための実証を支援するとともに、実証した成果の横展開等を行う。〔農水省〕</p>
(新規項目)	(新規項目)	<p>【研究成果の事業化支援】</p> <p>（⑧-8）農林水産・食品分野におけるオープンイノベーションを促進するため、『「知」の集積による産学連携推進事業』（令和 4 年度当初予算：39.7 億円の内数）により形成する『「知」の集積と活用の場』において、研究成果を海外へ展開するた</p>

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
		<p>めのセミナー等の開催、会員・研究開発プラットフォーム間のマッチングや成果発信等を通して、中堅・中小企業等の産学官連携研究や研究成果の事業化の取組を支援する。[農水省]</p>
<p>(⑧-4 から移動)</p>	<p>○<u>研究成果展開事業（研究成果最適展開支援プログラム（A-STEP））</u> 【令和4年度当初予算：54.7億円（令和3年度当初：61.2億円）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●全国5カ所に配置されたマッチングプランナーが企業との面談や関連機関への訪問等を行い、中堅企業等の申請相談への対応や、産学連携活動の展開に向けた助言を実施。 ●JSTが支援した技術シーズ等の、NEDOプロジェクトへの橋渡しの強化に向け、①JST・NEDOのコミュニケーション強化、②JSTがシーズをNEDOに紹介する仕組みの構築、③大学等が保有する技術シーズと企業のマッチング、を実施。令和3年度より事業の審査会に出席するアドバイザーを相互に委嘱したり、課題の情報共有を開始。進捗確認や連携方法を検討するため、文科省・経産省・NEDO・JSTにて定期的に実務者会合を実施(第4回を令和3年8月4日、第5回を令和4年3月28日に開催)。 	<p>【研究成果の事業化支援】</p> <p>(⑧-9) 大学等の研究成果の実用化を通じた企業への技術移転を促すため、産学共同研究への経費支援を行う事業を実施する。企業ニーズに応えられるよう、引き続きマッチングプランナー等橋渡し人材を通じた支援を行っていくとともに、他機関連携をより推進することで、課題マネジメントや事業間連携の充実を図る。[文科省]</p>

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
<p>(⑧－ 7 から移動)</p>	<ul style="list-style-type: none"> •令和 3 年度の年度計画に中堅企業等に対し成果事例等の周知広報を行う旨を記載し、各法人において取組を実施している。 <p>○産総研 [経産省]</p> <ul style="list-style-type: none"> •令和 3 年度の年度計画に、「地域のニーズをオール産総研につなぐ連携拠点の役割りとして、中堅企業等に対し、連携制度や事例等をパンフレットやホームページ、イベント等を通じて周知広報を行う」と記載した。 •地域センターでイベント等を開催するとともに、ホームページに中堅・中小企業への成果事例を掲載し、成果事例の普及に努めた。 •令和 4 年度の年度計画には、「地域ニーズをオール産総研につなぐ連携拠点の役割として、経済産業局や公設試験研究機関及び大学等のステークホルダーとの協力によるイベント等の開催や、パンフレットやホームページ等での産総研の技術シーズや連携制度・事例等の中堅・中小企業への周知広報」と記載し、継続的に取り組む。 <p>○農研機構 [農水省]</p> <ul style="list-style-type: none"> •令和 3 年度計画に、「地域の経済連合会、業界団体等との連携を拡張し、産業界や企業のニーズ 	<p>【研究開発事例等の周知広報】</p> <p>(⑧－ 1 0) 各法人の年度計画において、中堅企業等に対して成果事例等の周知広報を行う旨を記載し、ホームページへの掲載やイベントの開催等による広報に継続して取り組む。</p> <p>[文科省、農水省、経産省、国交省]</p>

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
	<p>を収集するとともに農研機構ニーズ発信の機会を形成する」と記載した。</p> <ul style="list-style-type: none"> •北海道経済連合会（道経連）に入会して道経連が推進する「食クラスター連携協議体」活動、食品産業センター連携協議会における成果事例の発表、九州沖縄経済連スマートフードチェーン事業化戦略会議の成果発表等を通じて、中堅企業等に対し農研機構ニーズを発信。 •高度分析研究センターの高性能NMRリモート共用システムに関するプレスリリース情報を企業等に約250件の案内資料を配付。 •農業農村整備のための実用新技術成果選集を280社に配付。 •WAGRI有償APIのプログラムの案内資料を49社に送付。レスポンスのあった企業に個別説明。 •令和4年度の年度計画には、「経済連合会、業界団体等との連携を拡張し、産業界や企業のニーズ収集を行うとともに、広報部と連携して農研機構のシーズ発信を強化する。」と記載し、継続的に取り組む。 <p>○土木研 [国交省]</p> <ul style="list-style-type: none"> •令和3年度の年度計画に次のように記載。「講演・展示技術相談を行う新技術ショーケースを共 	

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
	<p>同研究者の参画も得て開催するのをはじめ、普及のための活動を積極的に実施する。」</p> <ul style="list-style-type: none"> •中堅企業等に対し成果事例等の周知広報として、土研新技術ショーケースを全国6箇所で開催した。 •令和4年度の年度計画には、「研究開発成果を効果的に普及するため、新技術ショーケース等による普及活動を展開する」と記載し、継続的に取り組む。 <p>○JST [文科省]</p> <ul style="list-style-type: none"> •令和3年度の年度計画に、「成果に対する機構の貢献・関与等を積極的に示すなど、顔が見える広報活動を戦略的に展開し、情報発信を促進する。」と記載した。 •大学等と中堅企業等の共同研究成果についてプレスリリースやホームページへの掲載を通じて情報発信を行った。 •令和4年度の年度計画には、「研究開発成果の実用化に向けて、企業や大学等に対しホームページ等を活用し成果事例等の周知に向けた広報活動を行う。」と記載し、継続的に取り組む。 	
<p>【研究開発事例等の周知広報】 (⑧-8) 産総研の企業支援策や成果について、Web形式を含めたテクノブリッジ等の展示会イ</p>	<ul style="list-style-type: none"> •産総研、大阪技術研、関西広域連合、関西経済三団体及び大阪産業局主催（JST等17機関後援）で、公的研究機関における環境、エネ 	<p>【研究開発事例等の周知広報】 (⑧-11) 産総研の企業支援策や成果について、Web形式や他法人（4法人のみならず広く</p>

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
<p>イベントを開催し広報する。また、展示会やセミナー等を他法人（4法人のみならず広く検討）等と合同で開催することなどを検討する。[経産省]</p>	<p>ルギー、暮らしに関するハイブリッド型技術展示会「産業技術支援フェア in KANSAI 2021(令和3年11月19日)」を開催。パネル展示は令和3年11月12日～12月17日にWeb開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> 産総研主催、農研機構等10機関の共催で、分散型地域エネルギーの最新動向と地産地消・普及に向けた研究開発に関する「産総研北海道センターシンポジウム in 札幌」を令和3年12月7日にオンライン開催し、産総研の研究成果を紹介。その他、「九州・沖縄産業技術オープンイノベーションデー(令和3年10月7日)」や「再エネ×テックブリッジ in 石川(令和4年1月18日)」、「テックブリッジ in 東北(令和4年1月27日)」、「グリーン社会・デジタル社会実現を目指して(令和4年2月3日)」、「産総研中国センターシンポジウム(令和4年2月18日)」、「テックブリッジフェア in 中部(令和4年2月25日)」などの企業支援策や成果発表のイベントを開催。 	<p>検討) 等との合同による開催を含め、展示会やセミナー等のイベントを開催し、広報する。[経産省]</p>
<p>【研究開発事例等の周知広報】 (⑧-9) 大学や国立研究開発法人等の研究成果について、Web形式を含めたイノベーションジャパンや新技術説明会等のイベントを開催し、中堅企業等に向けて発信するとともに、中堅企業等と大学等の研究者のマッチングの場を提供する。[文科省]</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年8月23日から9月17日にてイノベーション・ジャパン2021大学見本市Onlineを開催するとともに(5,000名以上の企業関係者等が来場)、第2回WG(令和3年6月23日)から令和4年5月末までに新技術説明会を69回開催し、中堅企業等に対して大学等の研究成果の発信及び中堅企業等と大学等の研究者のマッチ 	<p>【研究開発事例等の周知広報】 (⑧-12) イノベーション・ジャパン2022において、4法人の活動を広く周知するため、各法人の活動を紹介する特設ページを開設する。[文科省]</p>

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
	<p>ングの場を提供した。なお、令和4年度においてもイノベーション・ジャパン2022大学見本市Onlineの開催を企画している（令和4年10月4日～10月31日にて開催予定）。</p>	
<p>【研究開発事例等の周知広報】 (⑧-10) 農研機構の共同研究開発等を通じた支援や成果について、対象を明確にした、様々な媒体を活用した効果的な情報発信を行うとともに、オンラインによるイベントの開催等を行う。[農水省]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●アグリビジネス創出フェアへの出展の案内を342社の企業あてに送付。 ●アグリビジネス創出フェア2021を活用し、成果物やポスターの展示、セミナー開催を通じて共同研究による開発成果の情報発信を実施。 ●オンラインによるイベント開催では、オンライン一般公開やアグリビジネス創出フェアオンラインへの出展を通じ、情報発信を実施。 	<p>【研究開発事例等の周知広報】 (⑧-13) 農研機構の研究開発シーズを、イベント開催やWeb等を通じて、民間企業等を対象に積極的に発信する。[農水省]</p>
<p>【研究開発事例等の周知広報】 (⑧-11) 土木研と企業との共同研究に基づく成果事例等の周知を行う土研新技術ショーケースを令和3年度は6箇所（広島、大阪、東京、仙台、名古屋、札幌）で開催する（一部プログラムについては後日オンラインでも全国配信）。[国交省]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●土木研と企業との共同研究に基づく成果事例等の周知を行う土研新技術ショーケースを、7月～12月にかけて、大阪（現地開催：参加者数224人）、東京（オンライン開催：申込者数259人）、広島（現地・オンライン併用開催：参加者数90人、申込者数63名）、仙台（現地開催：参加者数124人）、名古屋（現地・オンライン併用開催：参加者数144人、申込者数153人）、札幌（現地開催：参加者数158人）において開催した。 	<p>【研究開発事例等の周知広報】 (⑧-14) 研究開発成果を効果的に普及するための技術展示会である土研新技術ショーケースを、令和4年度は4箇所（高松、東京、新潟、福岡）で開催する（現地の会場開催だけでなく、Webによるオンライン開催も実施）。[国交省]</p>

■ 新たな大方針案

- ⑨ FTA・EPA 等の国際的なルールづくりを進めるとともに、中堅企業等の利活用を促進するための情報提供、相談対応に取り組む。
 オンラインプラットフォームの整備・活用や、オンライン展示会・商談会への参加等により、輸出拡大を支援する。
 現地情報の提供や伴走型の相談対応、分野戦略的な展開等により、海外との事業連携や現地事業展開を支援する。

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
<p>【国際的ルールづくり・流通等の環境整備】 (⑨-1) 経済連携協定や投資関連協定等を通じ、中堅企業等の海外展開に資する国際的なルールづくりや利活用を促進する。 外務省では、FTA・EPAの利活用に関するオンラインセミナーの開催回数を増やす(令和3年度は3回以上を目標)。 経産省では、輸出先国の貿易データの入手・分析やJETROによるアンケート調査等を継続して実施し、より正確なEPA利活用の実態把握に取り組むとともに、事例集やEPA解説書等を通じた中堅企業等への情報提供やEPA相談窓口の体制整備を行う。[外務省、経産省]</p>	<p><u>○EPAの利活用について[外務省]</u> ●企業による経済連携協定利用促進を図るため、国内各地の商工会議所等と連携して、中小企業を始めとした幅広い企業を対象に、EPA活用セミナーを実施。令和3年度は12月及び1月にオンラインで実施。</p> <p><u>○独立行政法人日本貿易振興機構運営費交付金[経産省]</u> 【令和4年度当初：255.0億円の内数(令和3年度当初：252.9億円の内数)】 ●EPA利活用の実態把握に必要な調査及び事例集やEPA解説書等を通じた情報提供等を行う。</p> <p><u>○現地進出支援強化事業[経産省]</u> 【令和4年度当初：13.3億円の内数(令和3年度当初：12.2億円の内数)】 ●EPA相談窓口の体制整備を実施。</p>	<p>【国際的ルールづくり・流通等の環境整備】 (⑨-1) 経済連携協定や投資関連協定等を通じ、中堅企業等の海外展開に資する国際的なルールづくりや利活用を促進する。 外務省では、FTA・EPAの利活用に関するセミナーについて、令和4年度は3回以上を目標として開催する。 経産省では、令和4年1月のRCEPの発効を踏まえ、輸出先国の貿易データの入手・分析やJETROによるアンケート調査等を継続して実施し、より正確なEPA利活用の実態把握に取り組むとともに、事例集やEPA解説書等を通じた中堅企業等への情報提供やEPA相談窓口の体制整備を行う。[外務省、経産省]</p>

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
<p>【国際的ルールづくり・流通等の環境整備】</p> <p>(9-2) サプライチェーンの国内強靱化に向けた拠点・設備補助金について、現在、2次公募の7月以降の採択公表に向けて、外部有識者による審査中であり、まずは本予算による支援を着実に実施していく。[経産省]</p>	<p><u>○サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金</u></p> <p>【令和2年度予算：5,168億円、令和4年度予算：約50億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> •これまで2度の公募を実施し、354件、5,147億円の採択を決定した。 •これまでの対策や新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえて対象物資の一部見直しを行った上で、令和4年3月1日から5月6日まで3次公募を実施。 •ウクライナ情勢の影響を受ける原材料等の安定供給対策分について、令和4年5月2日から5月20日まで公募を実施。 	<p>【国際的ルールづくり・流通等の環境整備】</p> <p>(9-2) サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金について、現在、3次公募の採択公表に向けて、外部有識者による審査中であり、本予算による支援を着実に実施していく。[経産省]</p>
<p>【国際的ルールづくり・流通等の環境整備】</p> <p>(9-3) 輸出物流の構築のため、港湾、空港の利活用、集荷等の拠点となる物流施設の整備、海外におけるコールドチェーン拠点整備・確保等について、令和3年4月に取りまとめた「効率的な輸出物流の構築に向けて取り組むべき事項」を踏まえた施策を講じる。[農水省]</p>	<p><u>○輸出物流構築緊急対策事業</u></p> <p>【令和3年度補正予算：5.0億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> •新型コロナウイルス感染症拡大の影響による旅客便の減便、コンテナ不足などの国際的な物流環境の変化に伴う課題への対応が急務となっているところ、輸出物流構築緊急対策事業において、農林水産物・食品の輸出拡大を図るため、大ロット・混載促進に向けた経済的かつ安定的な輸出物流ネットワークの構築を支援。 <p><u>○農産物等輸出拡大施設整備事業</u></p> <p>【令和3年度補正予算：48.0億円の内数】</p>	<p>【国際的ルールづくり・流通等の環境整備】</p> <p>(9-3) 効率的な輸出物流の構築に向け、国土交通省とも連携して輸出に取り組む事業者等と開催した「効率的な輸出物流の構築に関する意見交換会」におけるとりまとめを踏まえ、輸出物流構築緊急対策事業により、</p> <p>(1) 産地・物流拠点を単位とした、環境調査及びネットワーク形成に向けた関係者の合意形成</p> <p>(2) 地方の港湾・空港を活用した最適な物流ルートの確立、大ロット化・混載促進のための拠点確立等に向けたモデル実証</p>

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
	<ul style="list-style-type: none"> ●生鮮食料品等の輸出促進を図るため、農産物等輸出拡大施設整備事業において、輸出先国までの一貫したコールドチェーンシステムの確保に資する施設や輸出先国が求める衛生基準等を満たす施設等の整備を支援。 	<p>(3) 安定的かつ低コストなコールドチェーンを実現するための冷蔵設備やリーファーコンテナ、デジタル化や業務の自動化・省力化に必要な設備・機器の導入等を支援することにより、大ロット・混載を促進し、経済的かつ安定的な輸出物流ネットワークの構築に取り組む。</p> <p>また、農産物等輸出拡大施設整備事業により、輸出先国までの一貫したコールドチェーンシステムの確保に資する施設や輸出先国が求める衛生基準等を満たす施設等の整備を支援する。〔農水省〕</p>
<p>【オンライン等を通じた輸出支援】</p> <p>(9-4) JETROのジャパンモール事業（海外ECサイト連携）について、BtoC向けの連携先を60箇所以上に拡大する。また、令和2年度に開始したBtoB向け連携も、通年型のオンライン展示会への出展支援を本格運用し、成果の拡大を図る（令和2年度は8件のオンライン展示会に出展、計896社を支援）。〔経産省〕</p>	<p>○独立行政法人日本貿易振興機構運営費交付金</p> <p>【令和4年度当初予算：255.0億円の内数（令和3年度当初：252.9億円の内数）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●令和3年度は、ジャパンモール事業において、約70箇所のBtoC向けの海外ECサイトと連携し、計2,142社の支援を実施。 ●新たにAmazonと連携し、越境EC支援事業を開始。米国Amazonに日本商品特集ページであるJAPAN STOREを開設し、690社の出品を支援。 ●BtoB向けの通年型オンライン展示会8件への出展支援を実施。計1,362社の支援を実施。 	<p>【オンライン等を通じた輸出支援】</p> <p>(9-4) 令和4年度は、ジャパンモール事業（海外ECサイト連携）について、引き続き60箇所以上の海外ECサイトとの連携事業の実施を予定している。また、米国Amazonと連携して実施中の越境EC支援事業についても引き続き実施する。ジャパンモール事業及び越境EC支援事業を通じて、計2,500社の支援を予定している。加えて、BtoB向けの通年型オンライン展示会4件への出展支援を通じて、計1,000社以上の支援を予定している。〔経産省〕</p>

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
<p>【オンライン等を通じた輸出支援】</p> <p>(㊟-5) JETROにおいて令和2年度に整備した、デジタル・コミュニケーションツールにより国内外の事業者等をつなぐ商談支援プラットフォームにより、オンライン商談会の開催を引き続き実施する(令和2年度10月以降の実績:175件、令和3年度6月までの予定12件)。また、海外バイヤー向けに日本商品を紹介するオンラインカタログサイト「Japan Street」を通じ、世界中のバイヤーと中堅企業等とのマッチングを支援する。[経産省]</p>	<p>○<u>独立行政法人日本貿易振興機構運営費交付金</u></p> <p>【令和4年度当初:255.0億円の内数(令和3年度当初:252.9億円の内数)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度は、オンライン商談会を143件実施。 令和3年1月から「Japan Street」の試験運用を開始し、同年4月から本格稼働。58か国、800超のバイヤーが登録しており、約2,700社、23,000以上の日本商品を登録済。 <p>○<u>現地進出支援強化事業</u></p> <p>【令和4年度当初:13.3億円の内数(令和3年度当初:12.2億円の内数)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度は、オンライン商談会を39件実施。 	<p>【オンライン等を通じた輸出支援】</p> <p>(㊟-5) JETROにおいて、デジタル・コミュニケーションツールにより国内外の事業者等をつなぐ商談支援プラットフォームにより、オンライン商談会の開催を引き続き実施する。また、海外展示会等でのバイヤー発掘取組を強化することで、海外バイヤー向けに日本商品を紹介するオンラインカタログサイト「Japan Street」への登録者数拡大を目指し、世界中のバイヤーと中堅企業等とのマッチングを支援する。[経産省]</p>
<p>【オンライン等を通じた輸出支援】</p> <p>(㊟-6) 農水省でも上記プラットフォームを活用し、農林水産物・食品の海外向けオンライン商談会等を実施拡大する。また、成約率・額を向上させるため、JETRO海外事務所での食品サンプルを展示するショールーム設置、バイヤー等を対象とした試食会等を実施する。さらに、海外見本市への出展、セミナー開催、専門家による相談対応、サンプル商材等によるキャンペーン等を実施する。[農水省]</p>	<p>○<u>マーケットイン輸出ビジネス拡大支援事業</u></p> <p>【令和4年度当初:26.2億円の内数(令和3年度当初:29.2億円の内数)】</p> <ul style="list-style-type: none"> JETROによる、国内外の商談会の開催、海外見本市への出展、セミナー開催、専門家による相談対応等をオンラインを含め支援。 <p>○<u>マーケットイン輸出ビジネス拡大緊急支援事業</u></p> <p>【令和3年度補正予算:68.0億円の内数】</p> <ul style="list-style-type: none"> JETROによる、海外見本市への出展、サンプル展示ショールームの設置等、輸出事業者のサポートを強化。 	<p>【オンライン等を通じた輸出支援】</p> <p>(㊟-6) 上記プラットフォームを活用し、農林水産物・食品の海外向けオンライン商談会等を実施拡大する。また、成約率・額を向上させるため、JETRO海外事務所での食品サンプルを展示するショールーム設置、バイヤー等を対象とした試食会等を実施する。さらに、海外見本市への出展、セミナー開催、専門家による相談対応、サンプル商材等によるキャンペーン等を実施する。[農水省]</p>

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
	<p>○令和3年度の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ●海外見本市 令和3年度は11本の見本市にジャパンパビリオンを設置し、参加事業者を支援。その他、オンラインセミナーの開催、専門家による相談対応等を実施。 ●国内商談会 JETRO海外事務所が推薦する海外バイヤーと国内事業者の事前マッチングを行いオンラインで商談する機会として、商談会を14回開催。 ●商社マッチング 国内輸出商社との事前マッチング形式によるオンライン商談会を、5回開催。 ●海外商談会 現地完結型商談会を4回開催。また、海外有望バイヤーから個別引合がある度にオンライン商談をアレンジする「常時オンラインマッチング」を通年で実施。 ●サンプル展示ショールーム 13地域・14箇所にサンプル展示ショールームを設置し、随時商談およびサンプル商材等によるキャンペーンを実施。 	

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
<p>【現地展開プラットフォーム、総合的情報提供】 (⑨-7) JETROに令和3年2月に立ち上げたビジネスマッチングプラットフォーム「Japan Innovation Bridge (J-Bridge)」を通じて、国内外企業のマッチング機会の提供やウェビナー、ピッチイベント等を継続して実施するとともに、専門家によるビジネス戦略策定支援や提携先発掘支援など、より充実した支援を提供する。〔経産省〕</p>	<p>○独立行政法人日本貿易振興機構運営費交付金 【令和4年度当初：255.0億円の内数（令和3年度当初：252.9億円の内数）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●会員企業は令和4年3月時点で約700社（うち約3割が中堅・中小企業）。 ●令和4年3月までに、ウェビナー、ピッチ、マッチング等のオンラインイベントを約100回開催。 ●会員の日系企業とスタートアップをはじめとする海外企業とのマッチングやハンズオン支援等を実施。 	<p>【現地展開プラットフォーム、総合的情報提供】 (⑨-7) JETROが運営するマッチングプラットフォーム「Japan Innovation Bridge (J-Bridge)」について、対象地域をアフリカに拡大するとともに、デジタル・グリーン分野における国内外企業の協業に向けた面談支援やウェビナー、ピッチイベント開催等の取組強化に加え、専門家によるビジネス戦略策定支援や提携先発掘支援などハンズオン支援等を行う。〔経産省〕</p>
<p>【現地展開プラットフォーム、総合的情報提供】 (⑨-8) JETRO、中小機構、金融機関、商工会議所等が参加する「新輸出大国コンソーシアム」において、海外展開を図る中堅企業等に対し、事業計画策定から商談成立までの段階に応じて専門家が伴走型で支援する。ポテンシャルのある企業を支援していくため、海外展開を図る地域未来牽引企業やグローバルニッチトップ企業等から支援申込があった際には、加点することで採択可能性を高めている。〔経産省〕</p>	<p>○独立行政法人日本貿易振興機構運営費交付金 【令和4年度当初予算：255.0億円の内数（令和3年度当初：252.9億円の内数）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●令和3年度は専門家による伴走型支援により、872社を支援。 	<p>【現地展開プラットフォーム、総合的情報提供】 (⑨-8) JETRO、中小機構、金融機関、商工会議所等が参加する「新輸出大国コンソーシアム」において、引き続き、企業のポテンシャルを踏まえつつ、専門家による伴走型支援を実施し、中堅企業等の海外展開を促進する。令和5年度に向けては、新型コロナウイルス感染症拡大により海外との販売チャネル作り等が難しくなっていることを踏まえ、現地専門家の追加配置により、海外現地でのマッチング支援を強化するとともに、有望な企業を「プッシュ型」で海外展開につなげる取組を強化する方向で検討する。〔経産省〕</p>
<p style="text-align: center;">(新規項目)</p>	<p style="text-align: center;">(新規項目)</p>	<p>【現地展開プラットフォーム、総合的情報提供】 (⑨-9) 令和4年度、ヘルステック、トラベルテックの2分野を対象に、地域への対日直接投資カン</p>

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
		<p>ファレンス（Regional Business Conference：RBC事業）を実施し、自治体と連携をしながら中堅・中小企業を含む地域企業と外国・外資系企業との協業・連携を促進する。</p> <p>また、年度後半に、ヘルステック分野において、中堅・中小企業を含む地域企業、大学、研究機関など地域のエコシステム関係者と外国・外資系企業とのマッチングを実施する。[経産省]</p>
<p>【現地展開プラットフォーム、総合的情報提供】 （㊟－9）在外公館を通じた支援事業（日本企業支援担当官、インフラプロジェクト専門官、インフラアドバイザー、弁護士等の活用による現地の情報収集・情報提供、法律相談等）について、企業のニーズが特に大きい分野をはじめとして強化及び充実化を図る（現状：97の在外公館に約200名のインフラプロジェクト専門官を設置。令和2年度は、12公館でインフラアドバイザー事業を、17公館で弁護士等の活用事業を実施。）。[外務省]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●在外公館に設置している日本企業支援窓口において、政治・経済・治安情勢ブリーフ等の情報提供、企業と一体となった外国政府当局への働きかけなどを実施。 ●令和3年10月にブルネイ大使館にインフラプロジェクト専門官を新規で配置(配置公館は98公館)。 <p>○インフラアドバイザー</p> <ul style="list-style-type: none"> ●令和3年度は13公館でインフラアドバイザーを活用。 ●令和4年度は12公館で事業を実施中。 <p>○弁護士活用事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●主に現地在住の日本の弁護士に委託して、日本企業に対する法的アドバイスや、現地の法令・法制度についての調査・情報提供等の業務を実施。 	<p>【現地展開プラットフォーム、総合的情報提供】 （㊟－10）在外公館を通じたインフラアドバイザー、弁護士等の活用による現地の情報収集・情報提供、法律相談等の支援事業について、企業のニーズを踏まえ実施公館を見直し、令和4年度は、インフラアドバイザーはモンゴル、弁護士活用事業はルワンダ、ガーナ、インドでの事業を新規に開始するとともに、引き続き、ニーズを踏まえ実施公館を検討し、効果的な支援を行う。</p> <p>また、日本産食品の安全性、魅力発信及び輸出拡大に向けた在外公館の体制強化のため、令和4年度から、EU、ベトナム、上海、香港に農林水産物・食品輸出促進アドバイザーを新たに設置。今後、在外公館やジェトロ海外事務所等を構成員とする「輸出支援プラットフォーム」とも連携し、農林水産物・日本産食品の輸出拡大に取り組んでいく。</p>

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
	<ul style="list-style-type: none"> ●令和3年度は13か国19公館で事業を実施し、個別相談102件、セミナー22件（延べ1000社以上参加）、調査報告・在外公館支援等30件。 ●令和4年度は、15か国20公館(前年比1公館増)で事業を実施中。 	<p>コロナ禍で実施が困難となっていた、在外公館関係者と民間企業が合同で実施する実地訓練の再開を検討する。また、国際的なテロ脅威が変容しているところ、水際措置の緩和により、日本企業の海外進出が3年ぶりに再開していることを踏まえ、相対的に安全面で脆弱とされる中堅・中小企業関係者のテロ被害を未然に防止し、遭遇した際の対応力を高めるため、安全対策セミナーの実施、ゴルゴ13の安全対策マニュアル配布や動画配信を通じ、情勢を踏まえた適時適切な情報提供を行っていく。 [外務省]</p>
<p>【分野戦略的な現地事業展開】 (㊟-10) JICAの「中小企業・SDGsビジネス支援事業」(途上国の開発ニーズと民間企業の製品・技術のマッチングを支援)において、令和2年度に企業の関心が高かった、海外渡航を伴わず実施可能な「遠隔実施型」と、企業と地域金融機関が連携する「地域金融機関連携案件」について継続募集する(令和3年度は2回公示予定)。特に、外交イベントにあわせた効果的な展開を支援するため、関連の応募を強く勧奨する(第9回太平洋・島サミット(令和3年7月2日)、第8回アフリカ開発会議(令和4年)等)。[外務省]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●令和3年度は、6月及び12月に公示を実施し、計56件を採択した(この内、大企業を除く中堅・中小企業は46件、「遠隔実施型」は11件、企業と地域金融機関が連携する「地域金融機関連携案件」は22件採択(大企業は対象外))。 ●外交政策と一体化した企業の海外展開支援を行うため、太平洋島嶼地域及びアフリカを対象とする提案を応募勧奨分野に設定し、それぞれ5件、7件を採択した。 	<p>【分野戦略的な現地事業展開】 (㊟-11) JICAの「中小企業・SDGsビジネス支援事業」において、企業と地域金融機関が連携する「地域金融機関連携案件」を継続募集する。参加する日本企業の事務負担を軽減し、開発途上国におけるビジネス化に向けた支援を強化するため、令和4年度に現行制度を一部改編し、試行的に実施する。具体的には、「ニーズ確認調査」、「ビジネス化実証事業」、「普及・実証・ビジネス化事業」へ再編する。令和4年9月中旬に公示、令和5年2月中旬目途に結果を通知する。令和3年度(中堅・中小企業は46件)と同程度の採択数を目指す。[外務省]</p>

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
<p>【分野戦略的な現地事業展開】</p> <p>(㊟-11)「協力準備調査(海外投融資)」(調査提案を民間法人から公募し、委託調査として費用等を支援することで、JICA海外投融資の活用を前提とした事業の計画策定を支援する制度)を通じ、中堅企業等のインフラ等事業展開を支援する(令和3年度5件予定)。[外務省]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●令和3年度は、民間法人から公募のあった2件(ベトナム・ナイジェリア)を採択した。 ●本年4月に、令和4年度の通年公募の公示を実施した。 	<p>【分野戦略的な現地事業展開】</p> <p>(㊟-12)「協力準備調査(海外投融資)」の通年公募を通じ、JICA海外投融資の活用を前提とした開発途上国におけるビジネス展開のための事業計画策定への支援を強化する(令和4年度は4件程度予定)。[外務省]</p>
<p>【分野戦略的な現地事業展開】</p> <p>(㊟-12)「脱炭素技術海外展開イニシアティブ」(令和3年6月下旬以降、外部審査委員会を通じて、対象となる脱炭素技術のリストを採択予定)のもと、我が国NGOが中堅企業等を含む日本企業とともに、途上国へ対象技術の導入を進める取組について、NGO連携無償資金協力等により事業形成を支援する。[外務省]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●令和3年6月、外部審査委員会を開催し、民間企業を対象とした脱炭素製品の公開審査を実施した。 ●同委員会による審査の結果、14社の15製品が選定され、同年7月に脱炭素製品・パッケージリストに掲載した。 ●令和4年1月、外部審査委員会による民間企業を対象とした第二回公開審査を実施し、同年2月上旬に脱炭素製品・パッケージリストを拡充。新たに、4社5製品が選定され、そのうち中堅企業の場合は3社4製品。 	<p>【分野戦略的な現地事業展開】</p> <p>(㊟-13)「脱炭素技術海外展開イニシアティブ」のもと、我が国NGOが中堅企業等を含む日本企業とともに、途上国へ対象技術の導入を進める取組について、NGO連携無償資金協力等により事業形成を支援する。令和4年秋頃に外部審査委員会を通じて対象となる脱炭素技術のリストを採択し、脱炭素製品・パッケージリストを拡充する。[外務省]</p>
<p>【分野戦略的な現地事業展開】</p> <p>(㊟-13)中堅・中小建設企業の海外展開のため、中堅・中小建設業海外展開推進協議会(JASMOC)等を活用し、個別相談会や現地人材採用のジョブフェア、現地訪問団派遣等を実施する。また、我が国の中堅・中小建設企業の優れた建設技術を紹介する「建設技術集」(令和3年</p>	<p>○中堅・中小建設企業の海外進出支援業務</p> <p><u>【令和4年度当初予算：0.7億円の内数(令和3年度当初：0.7億円の内数)】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●「建設技術集」を国内外へ紹介したほか、地方自治体と連携し、中堅・中小建設企業向け海外進出セミナー・個別相談会を全国5か所にて実施。 	<p>【分野戦略的な現地事業展開】</p> <p>(㊟-14)中堅・中小建設企業の海外展開のため、中堅・中小建設業海外展開推進協議会(JASMOC)等を活用し、中小企業診断士等による海外事業計画策定支援を実施する。また、海外進出において必要な知識・ノウハウについて、各種専門家からアドバイスを受けられる環境を整備す</p>

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
<p>夏頃作成予定) を在外公館等を通じて情報発信する。さらに、コロナ禍による海外工事の中断・遅延に伴う契約トラブル等の解決を支援するため、法律相談を無料で受けられる環境を整備する。[国交省]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●国土交通大臣表彰である第4回JAPANコンストラクション国際賞の「中堅・中小建設企業部門」にて海外で先導的に活躍する中堅・中小建設関連企業を表彰。9月には第5回の募集を開始。 ●新型コロナウイルス感染症により現地渡航が難しいことから、令和4年2月、ベトナム・フィリピン現地大学と連携したジョブフェアをオンラインにて開催。 ●高度外国人材の採用における留意点等を解説する、高度外国人材採用セミナーを開催。 <p>○建設業の海外展開に係る法務支援業務 【令和2年度3次補正：0.3億円の内数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●契約トラブル等の解決や未然防止に向けた法務相談・法務セミナーを実施。 	<p>る。さらに、新型コロナウイルス感染症の状況にも留意しつつ、海外訪問団を2都市程度へ派遣し、二国間会議等の場でプレゼン機会を提供するとともに、現地企業とのビジネスマッチングや、高度外国人材採用に向けたジョブマッチングを現地大学と連携して開催する。加えて、第5回JAPANコンストラクション国際賞表彰式（大臣表彰）を6月に開催し、「中堅・中小建設企業部門」にて海外において先導的に活躍する中堅・中小建設関連企業等を表彰する。[国交省]</p>
<p>(新規項目)</p>	<p>(新規項目)</p>	<p>【分野戦略的な現地事業展開】</p> <p>(㊟-15) 加工食品の輸出にあたっては、企業単独では難しい食品添加物・包材等の規制が複数課せられており、対応が困難となっているため、加工食品輸出産地確立緊急対策（令和3年度補正予算：9.8億円）において、連携した輸出体制を構築し、実証実験や商品開発、ECサイトの構築等を支援し、タイムリーな海外市場支援を目指す。 [農水省]</p>

現行の取組方針	フォローアップ	新たな取組方針案
<p>(新規項目)</p>	<p>(新規項目)</p>	<p>【海外展開等のための知財戦略支援】</p> <p>(㊟-16)「中小企業・スタートアップの知財活用アクションプラン(令和3年12月策定)」の方向性を踏まえ、中小企業の海外における確実な権利取得を後押しするため、外国出願後の審査請求や中間応答に要する費用を補助する制度を開始する。</p> <p>また、独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)において、中堅・中小企業における知財経営の支援強化のため、専門家を派遣して海外ビジネス展開に対応した知財マネジメントのアドバイスを行う海外知的財産プロデューサー事業を実施するとともに、知財情報等の分析に基づき助言を行い企業の経営戦略立案を支援する「IPランドスケープ支援事業」及び、知財・経営専門家チームによる伴走型の「加速的支援」を創設する。[経産省]</p>